

脂質異常症治療薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課
(平成31年1月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、脂質異常症治療薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_01-2.xls)

目次

P2～4 集計対象、集計方法などについて

P5～9 脂質異常症治療薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P10～15 ニコチン酸の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P16～21 フィブラートの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P22～27 スタチンの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P28～33 陰イオン交換樹脂の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P34～40 脂質異常症治療薬の後発医薬品割合(数量ベース、新指標)などについて

P41～48 脂質異常症治療薬の投薬日数の分布について

P49～51 脂質異常症治療薬の薬剤種類数の分布について

P52 詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

(1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2) 集計方法

- ① 脂質異常症治療薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別^(※1)、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)^(※2)で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。脂質異常症治療薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数－1)に対する寄与度を算出。
- ③ 脂質異常症治療薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 脂質異常症治療薬の種類毎に、投薬日数^(※3)の分布及び推移を算出。
- ⑤ 調剤された医薬品の薬剤種類数^(※4,5)の分布の推移を算出^(※6)。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。

※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部を除いて0歳以上20歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。

※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

※4 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。

※5 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。

※6 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

集計対象、集計方法などについて

(3) 脂質異常症治療薬の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
ニコチン酸	○ 薬効中分類218に該当する医薬品のうち、一般名がニコモール、ニセリトロールのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類219に該当する医薬品のうち、一般名がトコフェロールニコチン酸エステルに該当するもの
フィブラート	○ 薬効中分類218に該当する医薬品のうち、一般名がクリノフィブラート、クロフィブラート、ベザフィブラート、フェノフィブラートのいずれかに該当するもの
スタチン	○ 薬効中分類218に該当する医薬品のうち、一般名がプラバスタチンナトリウム、シンバスタチン、フルバスタチンナトリウム、アトルバスタチンカルシウム水和物、ピタバスタチンカルシウム、ロスバスタチンカルシウムのいずれかに該当するもの
陰イオン交換樹脂	○ 薬効中分類218に該当する医薬品のうち、一般名がコレスチミド、コレスチラミンのいずれかに該当するもの
その他	○ 薬効中分類218に該当する医薬品のうち、上記のいずれにも該当しないもの

集計対象、集計方法などについて

(4) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N : 全国の処方箋枚数(受付回数)

a_{ij} : 各都道府県の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

A_{ij} : 全国の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料})} = \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})/N}{(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij})/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}} \quad (\text{薬剤種類 } j = k \text{ については } = \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 j の寄与度(年齢調整後))

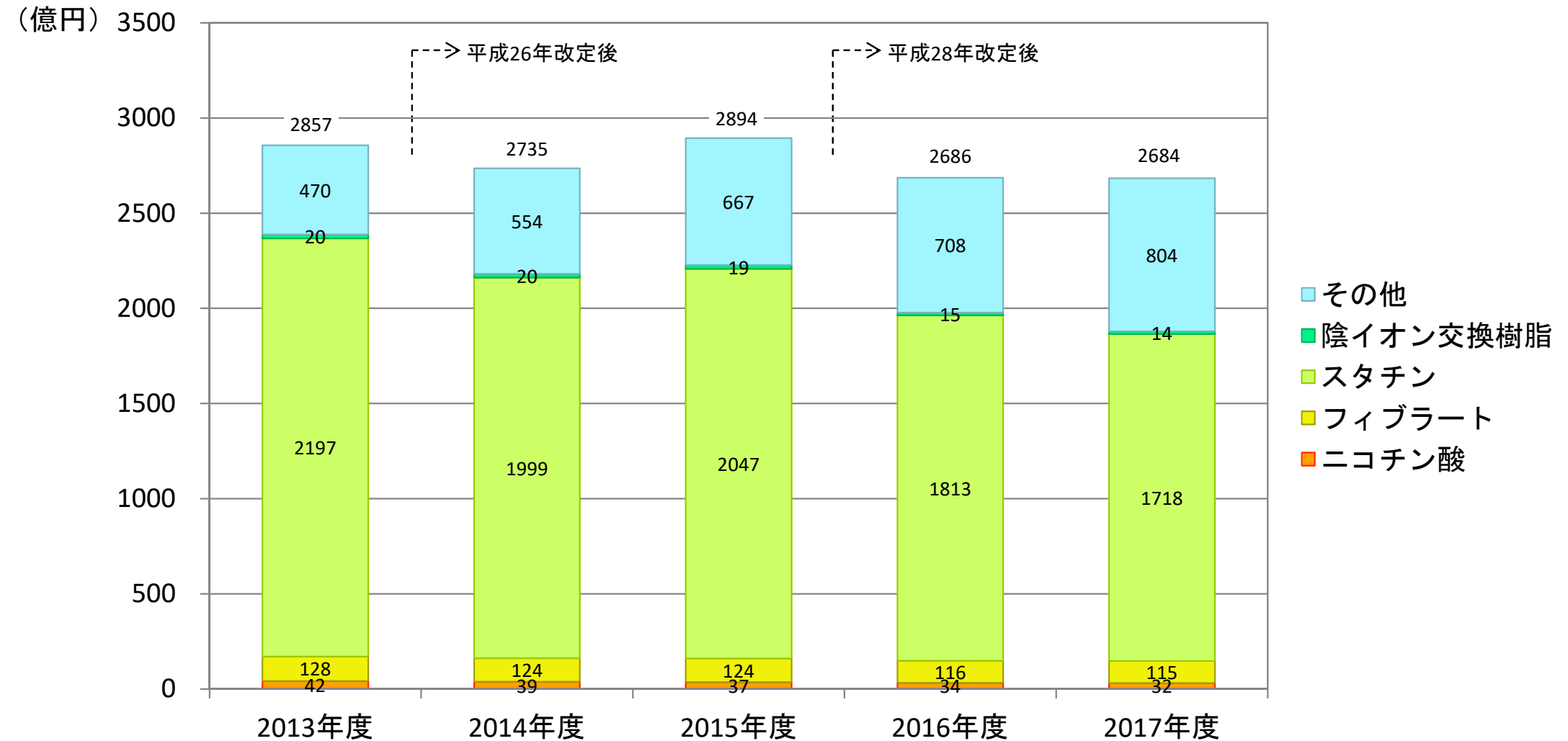
$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_{ij} - \sum_i N_i \cdot A_{ij})}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

(5) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPIにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

脂質異常症治療薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の脂質異常症治療薬の薬剤料は、上下しつつも徐々に減少する傾向にある。

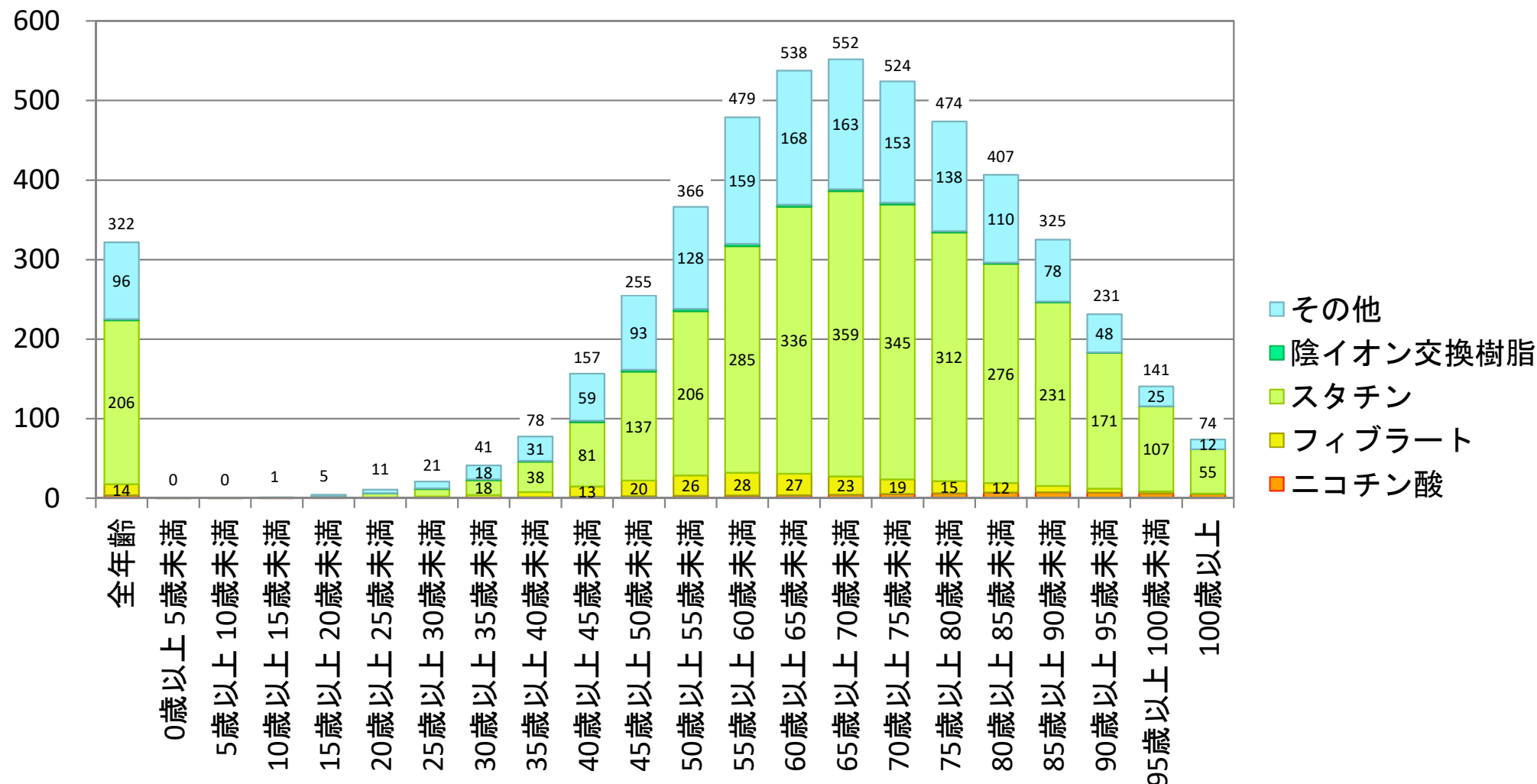


注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり脂質異常症治療薬の薬剤料（2017年度）

○ 処方箋1枚当たり脂質異常症治療薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、どの年齢階級においてもスタチンがその多くを占めている。

(円)



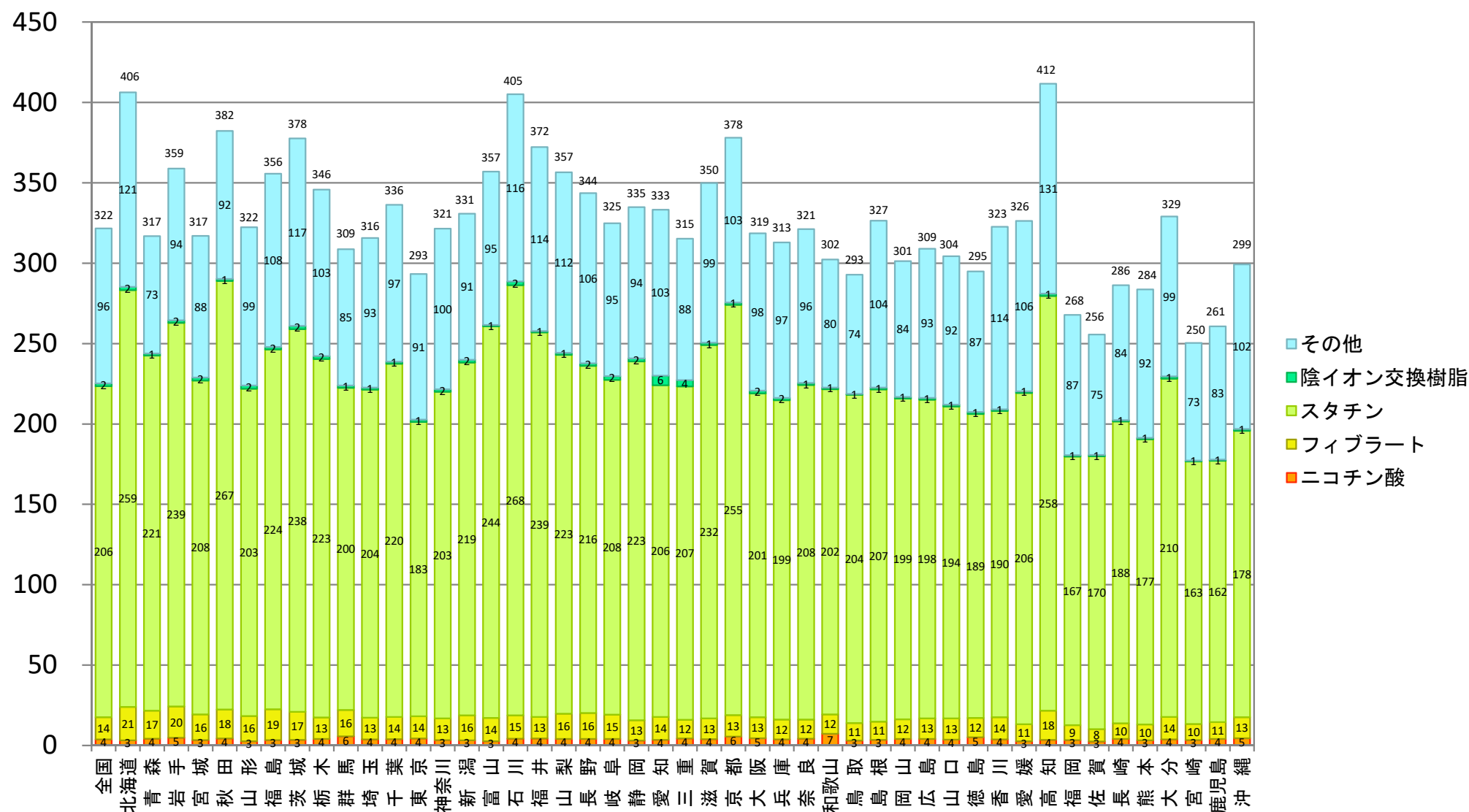
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり脂質異常症治療薬の薬剤料 (2017年度)

(円)

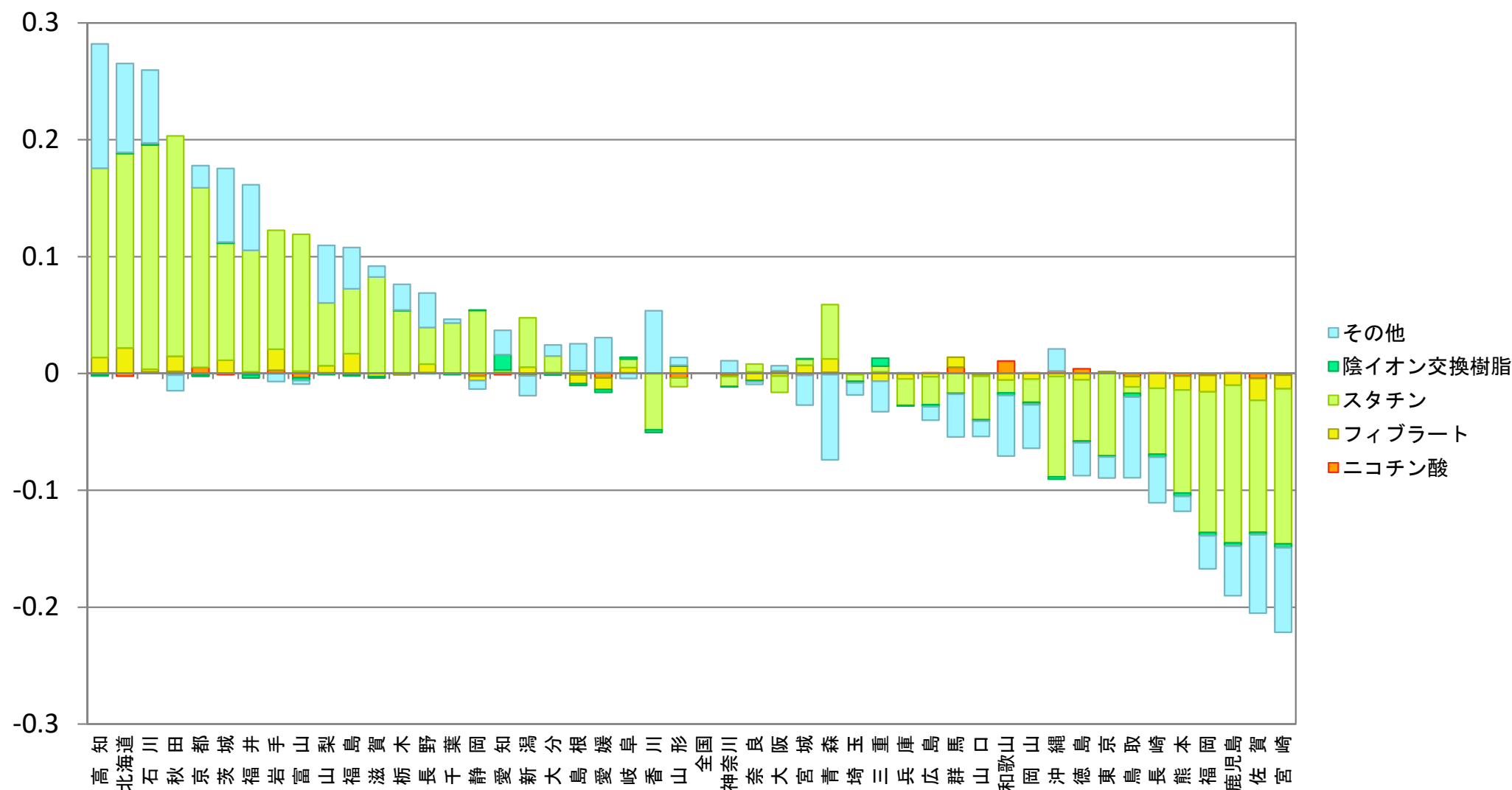


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり脂質異常症治療薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整前）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



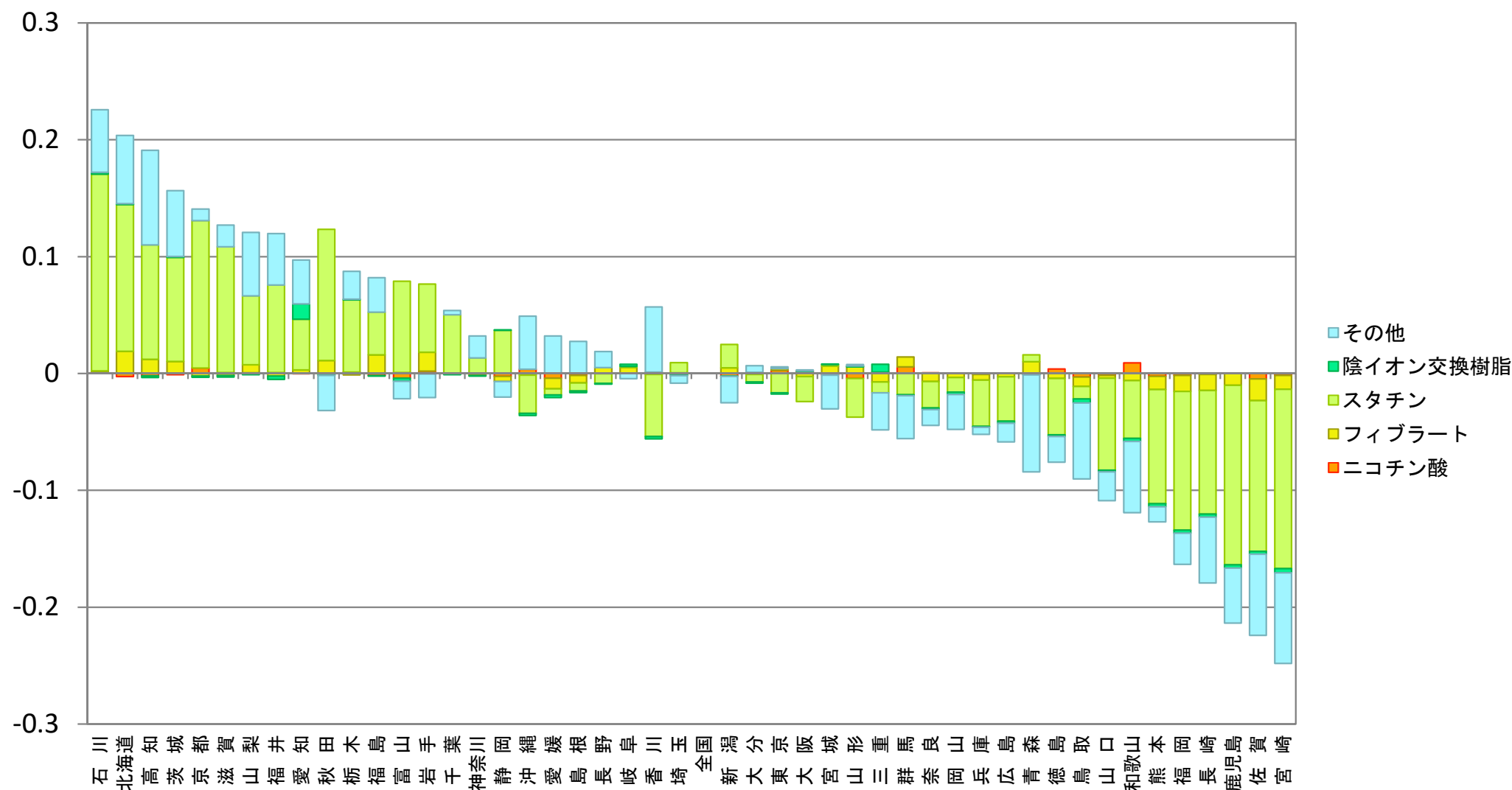
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たり脂質異常症治療薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整後）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

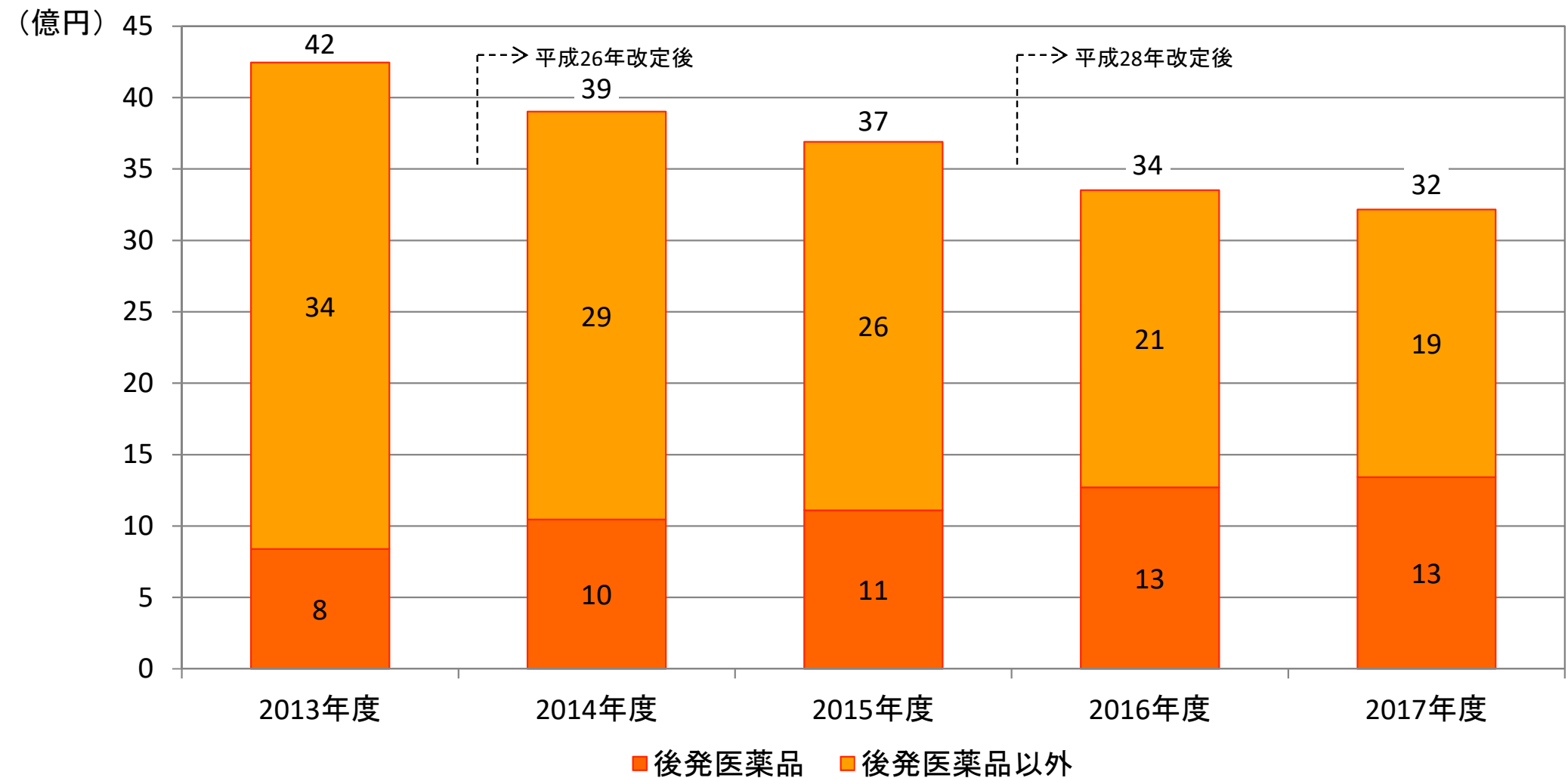
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、向精神薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

ニコチン酸の薬剤料の推移

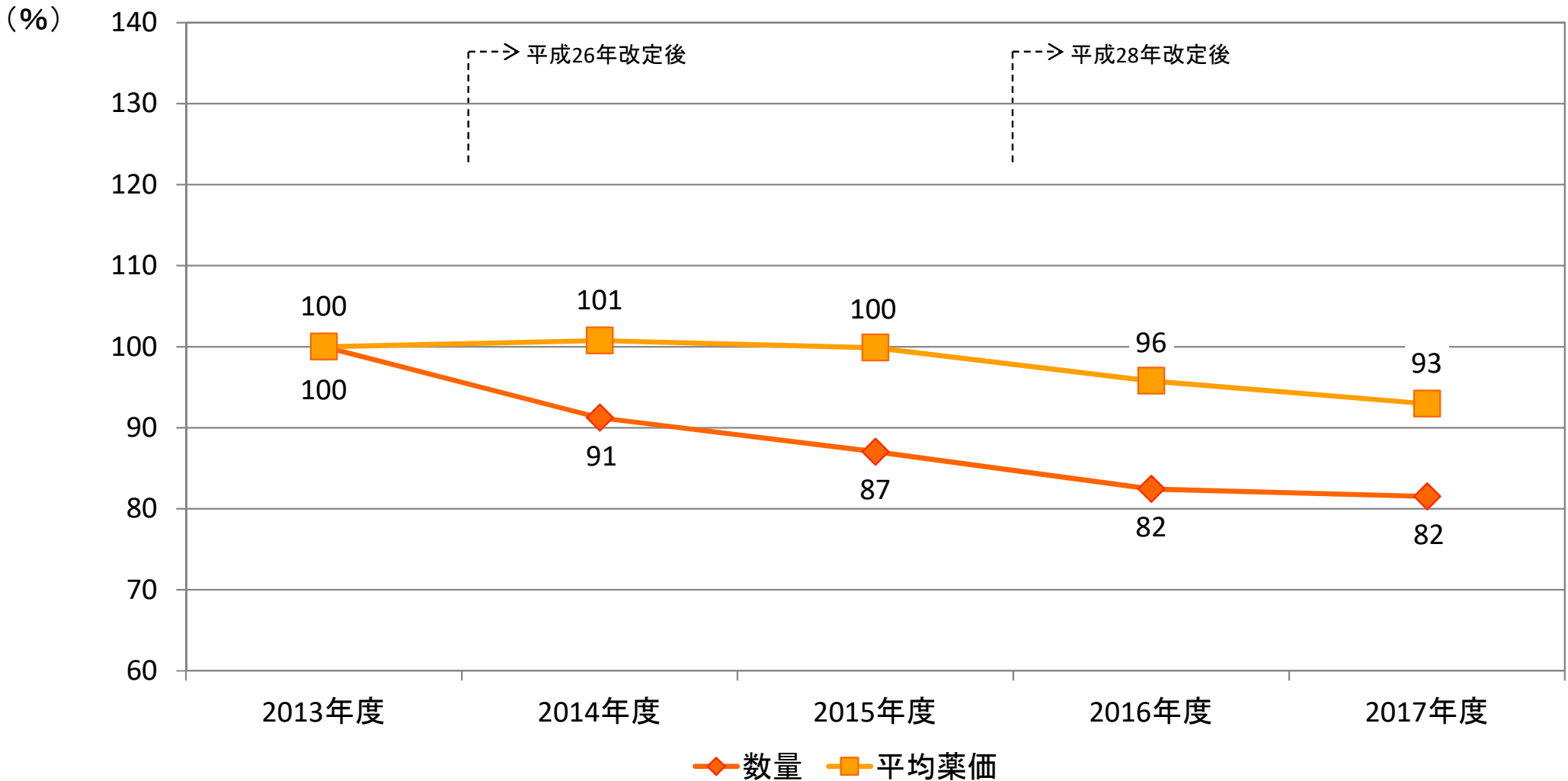
○ 2013年度以降のニコチン酸の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向であるが、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

ニコチン酸の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のニコチン酸の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



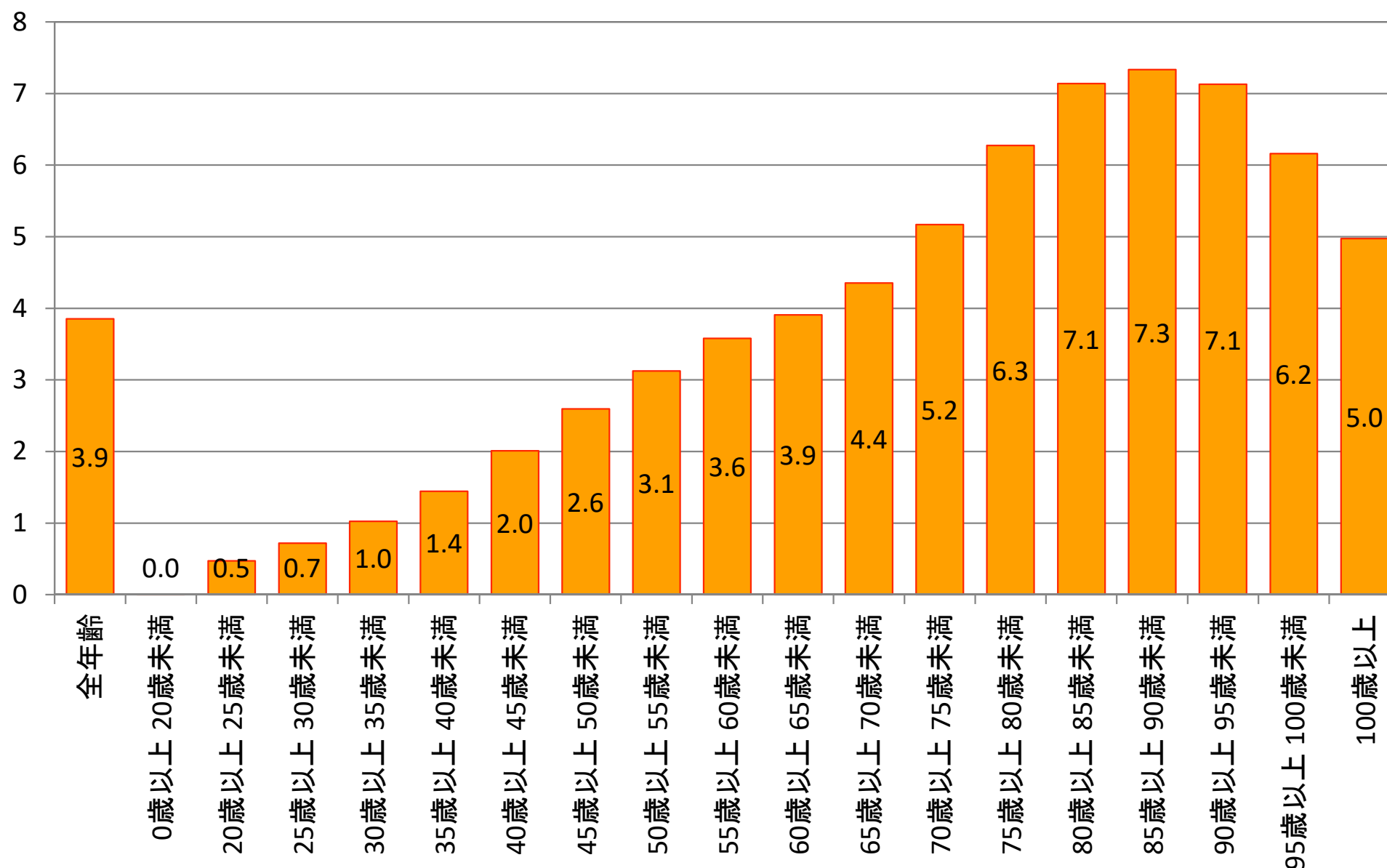
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりニコチン酸の薬剤料（2017年度）

(円)



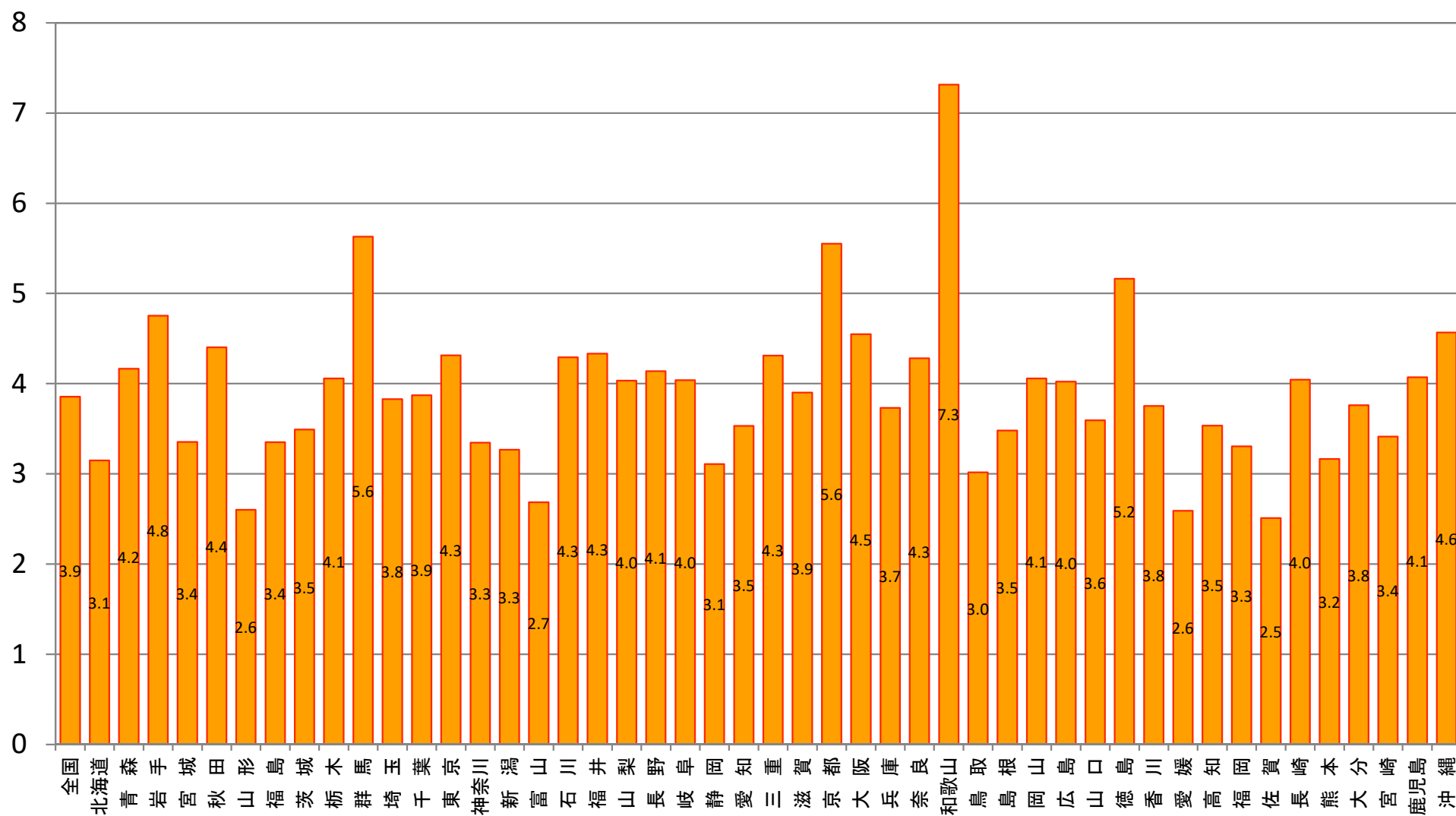
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりニコチン酸の薬剤料（2017年度）

(円)

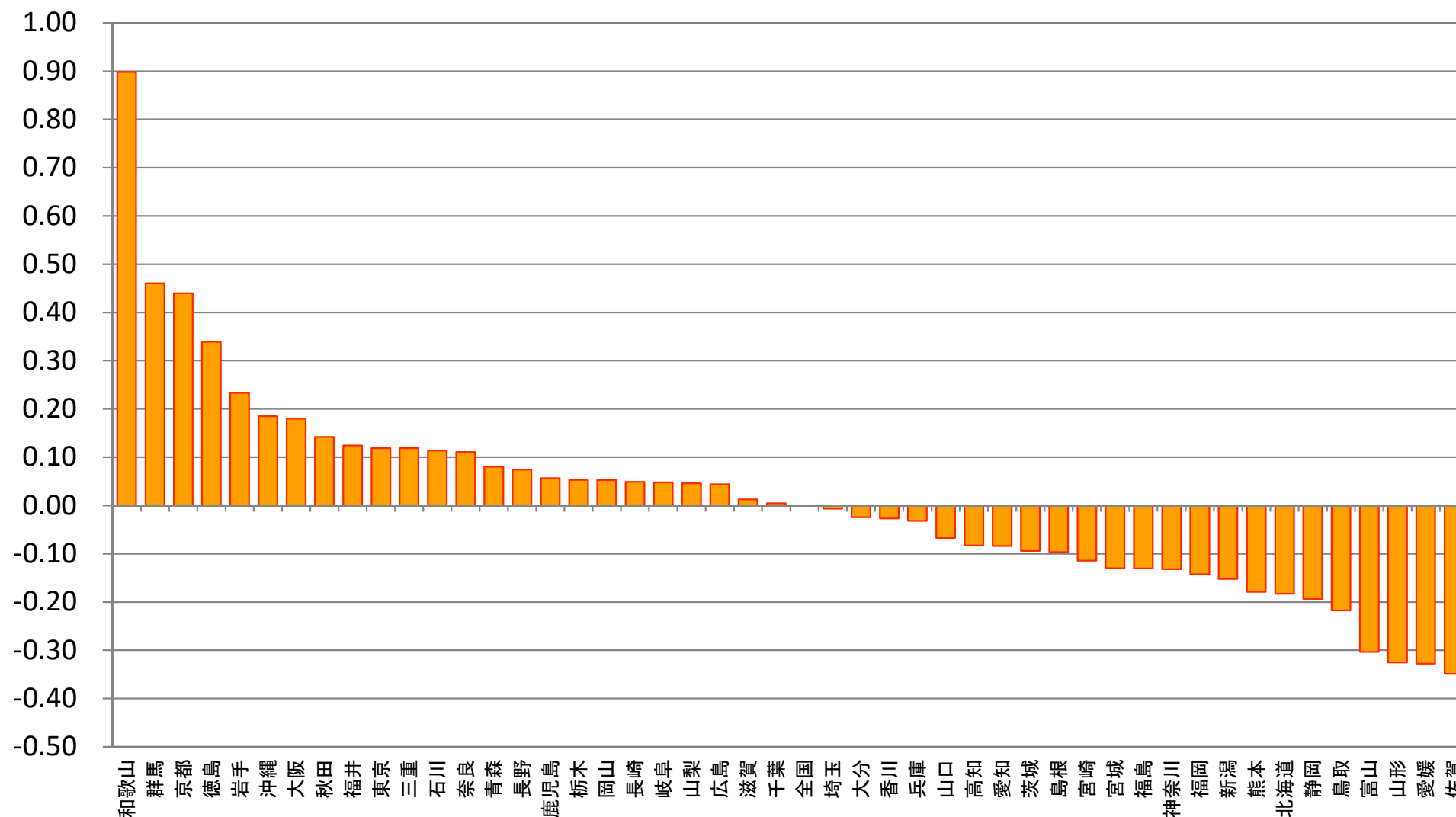


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりニコチン酸の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



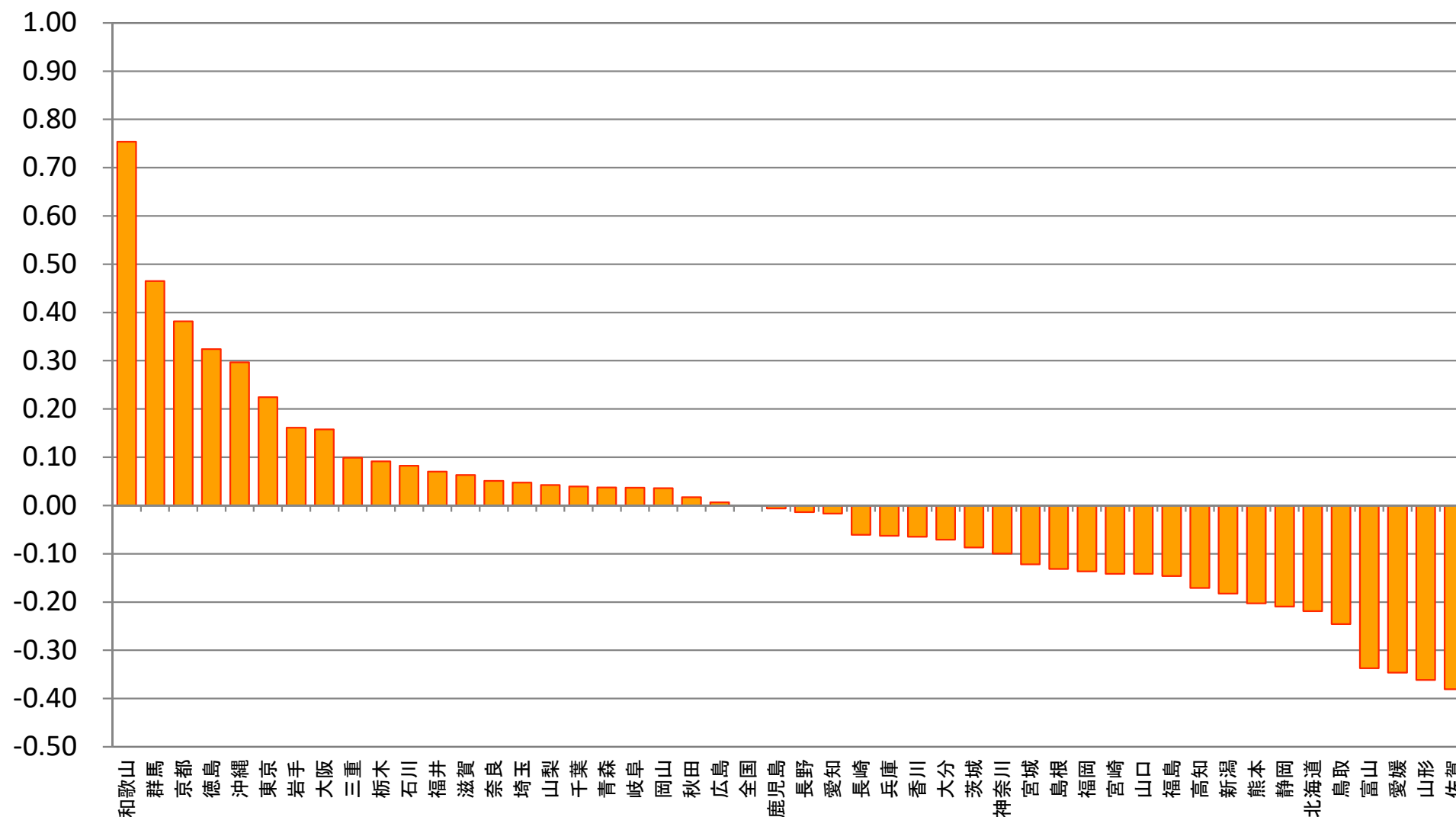
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりニコチン酸の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

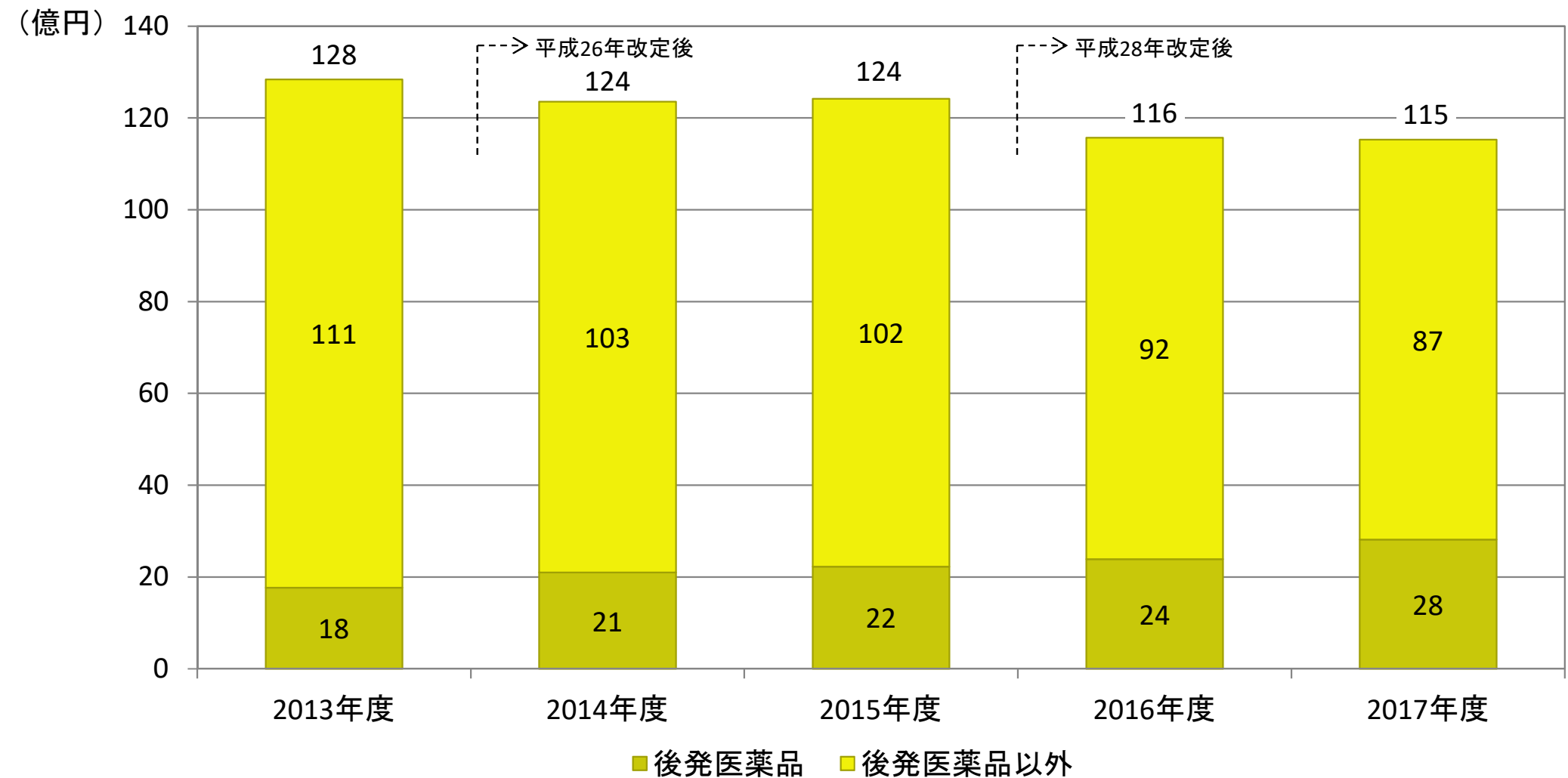
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

フィブラートの薬剤料の推移

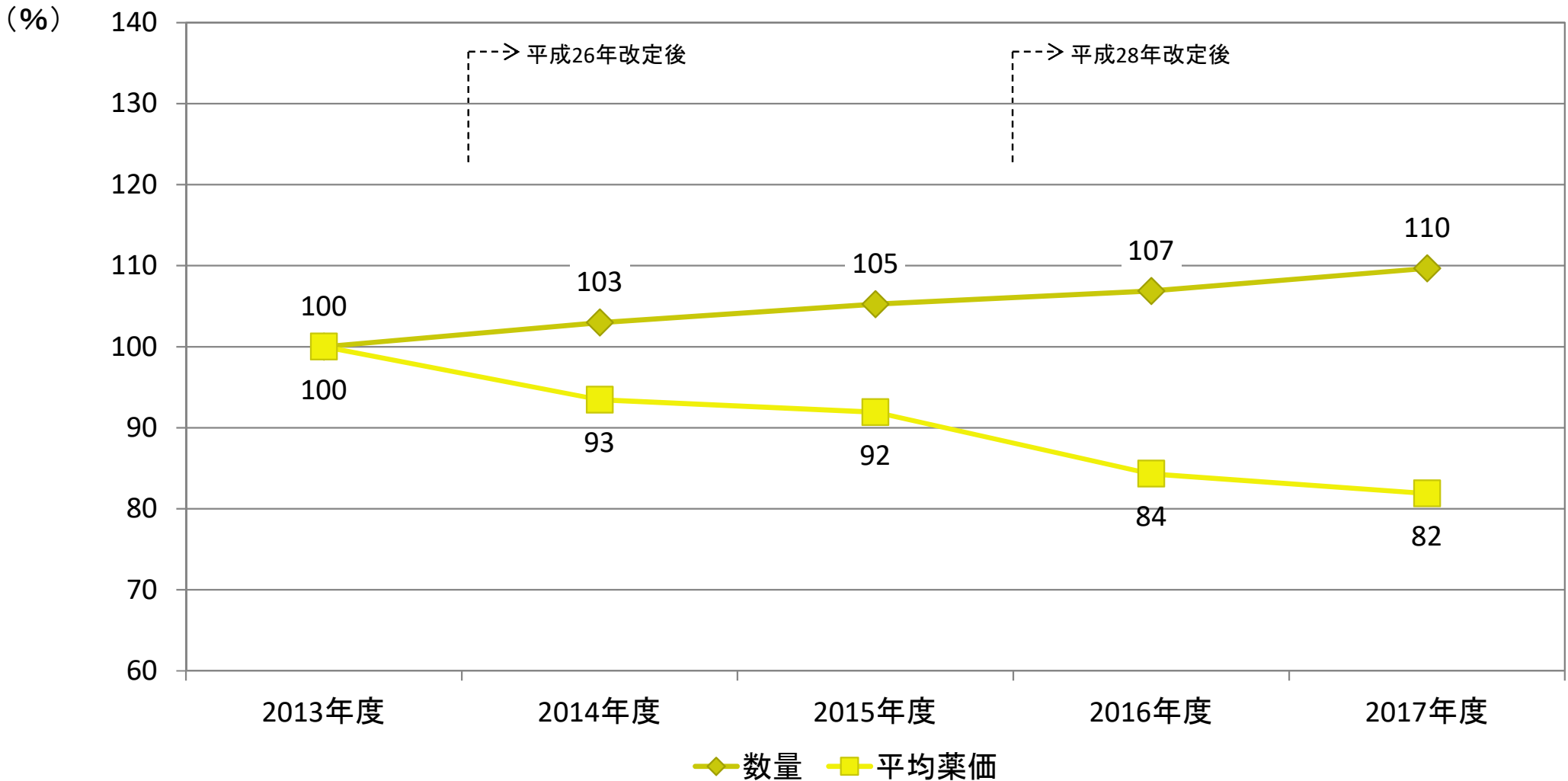
○ 2013年度以降のフィブラートの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は増加傾向にあるが、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

フィブラートの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のフィブラートの数量と平均薬価の推移を見ると、平均薬価は低下傾向にあるが、数量は上昇傾向にある。



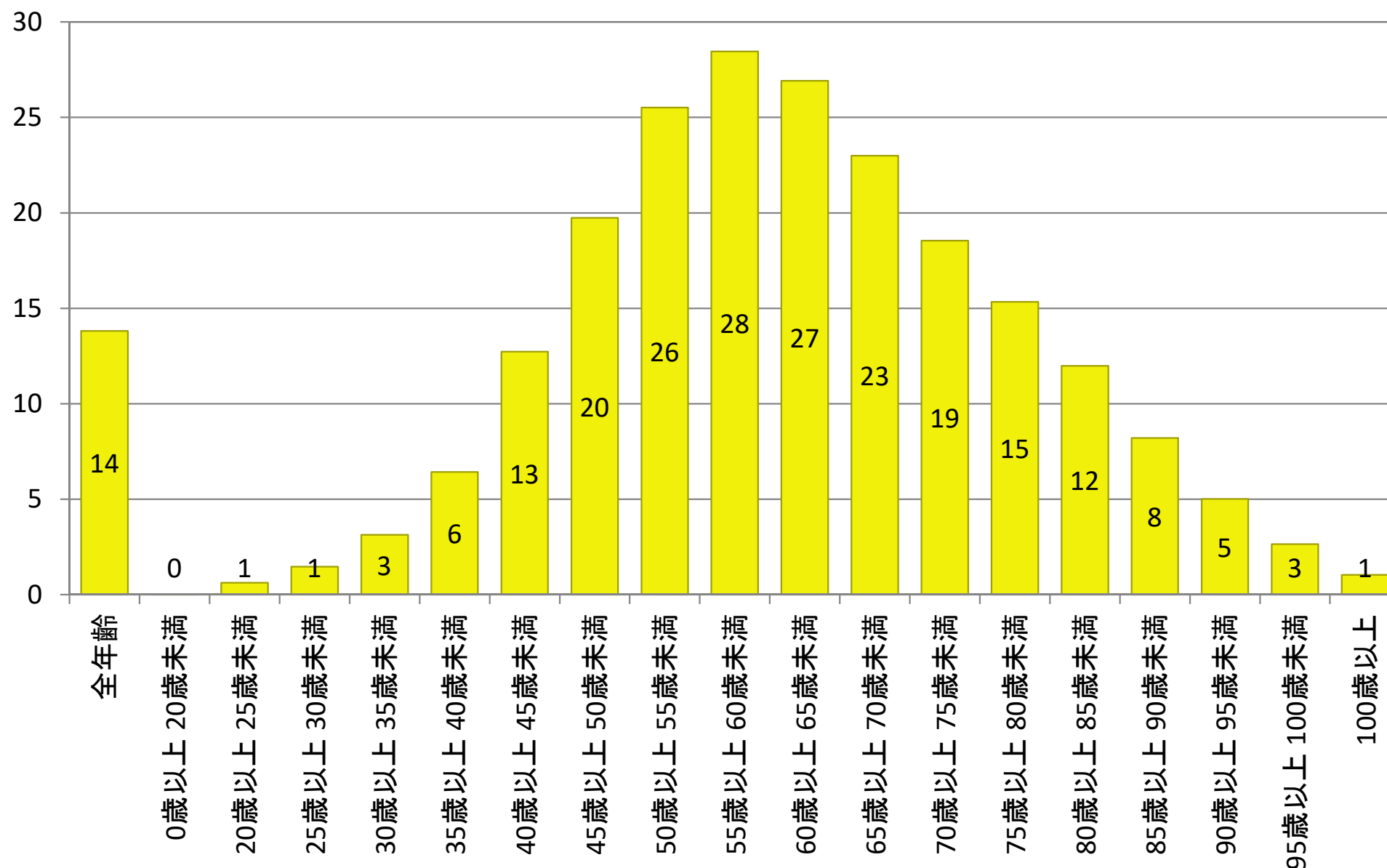
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりフィブラートの薬剤料（2017年度）

(円)



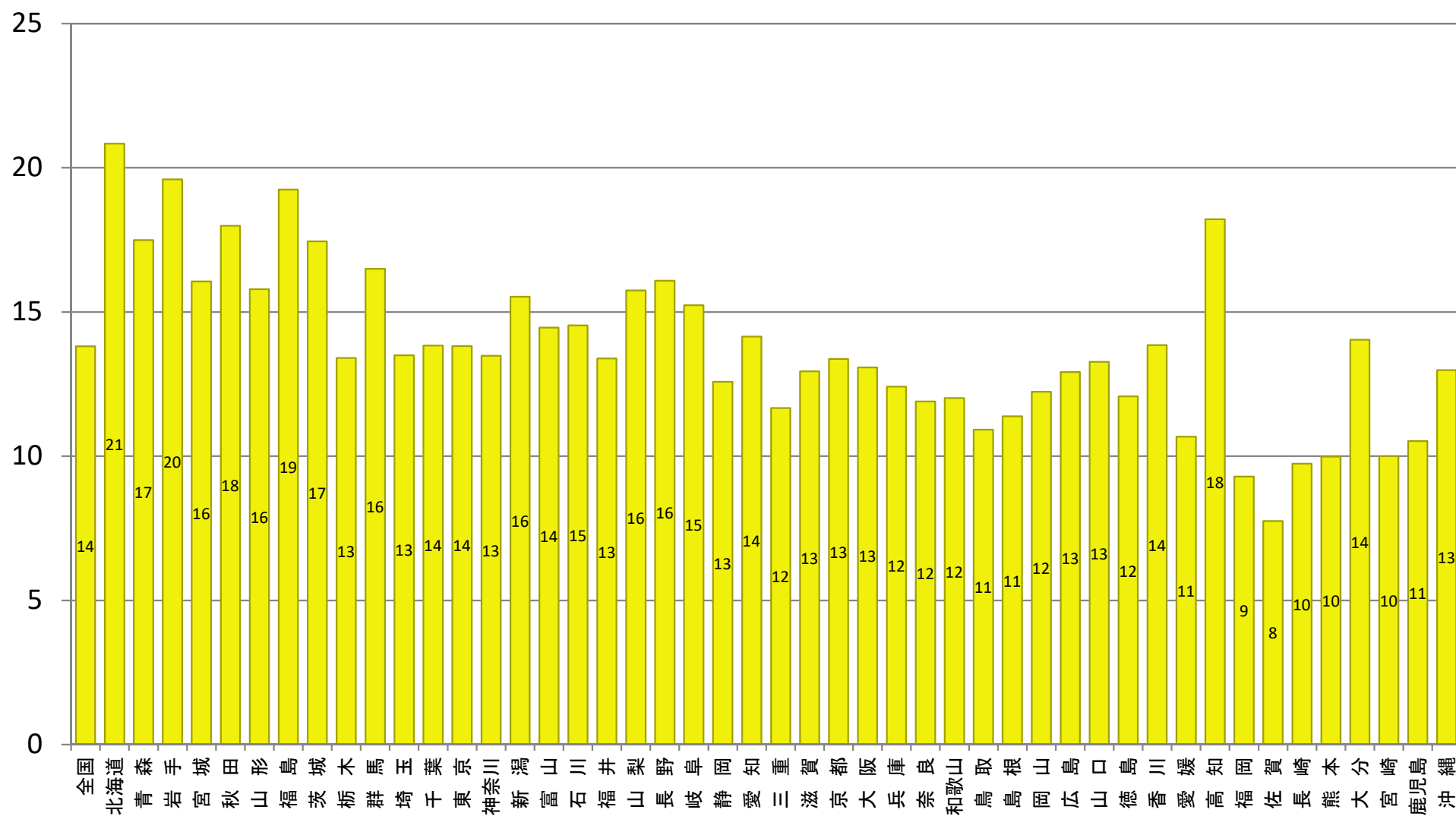
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりフィブラートの薬剤料（2017年度）

(円)

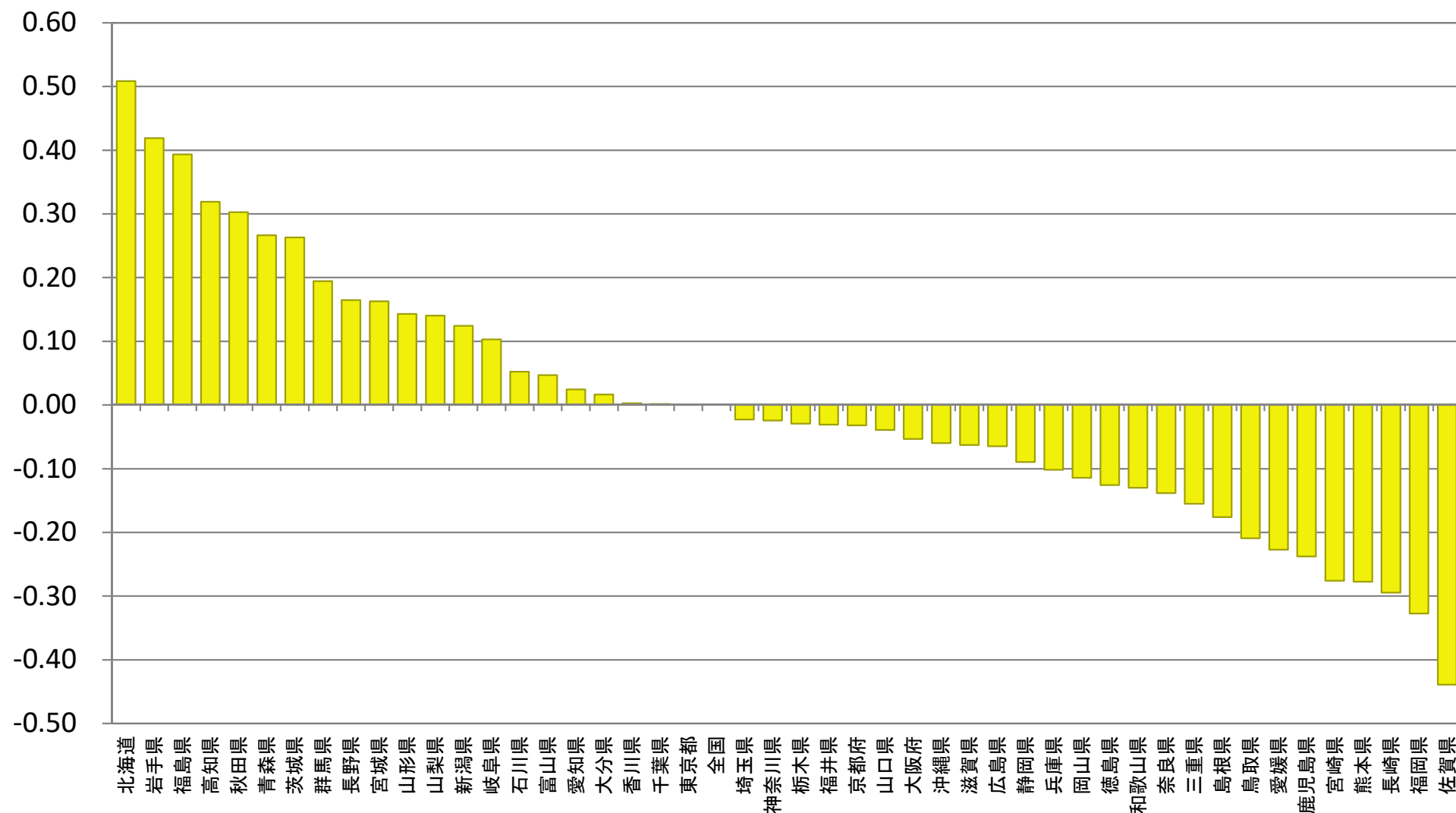


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりフィブラートの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



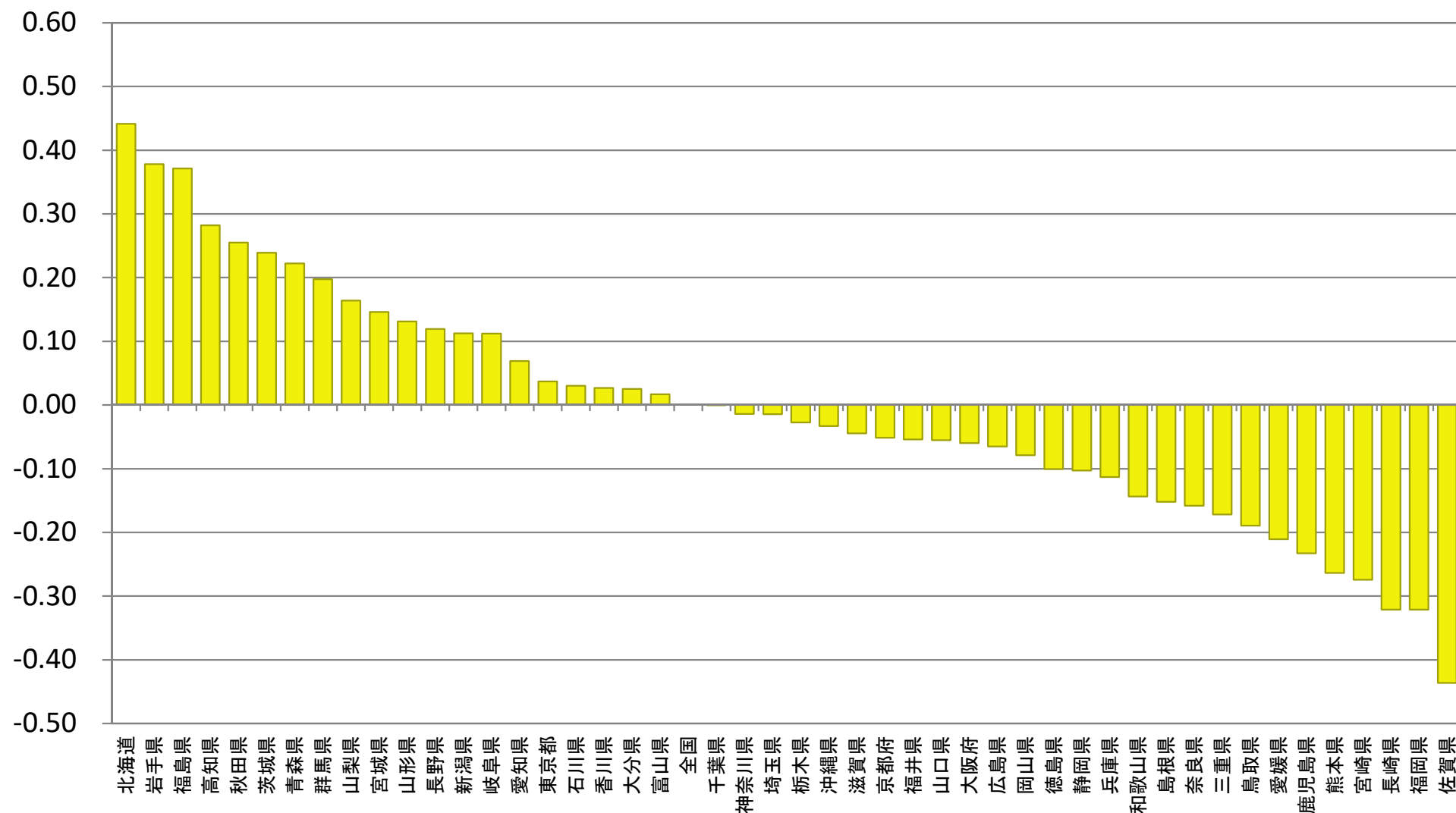
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりフィブラートの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

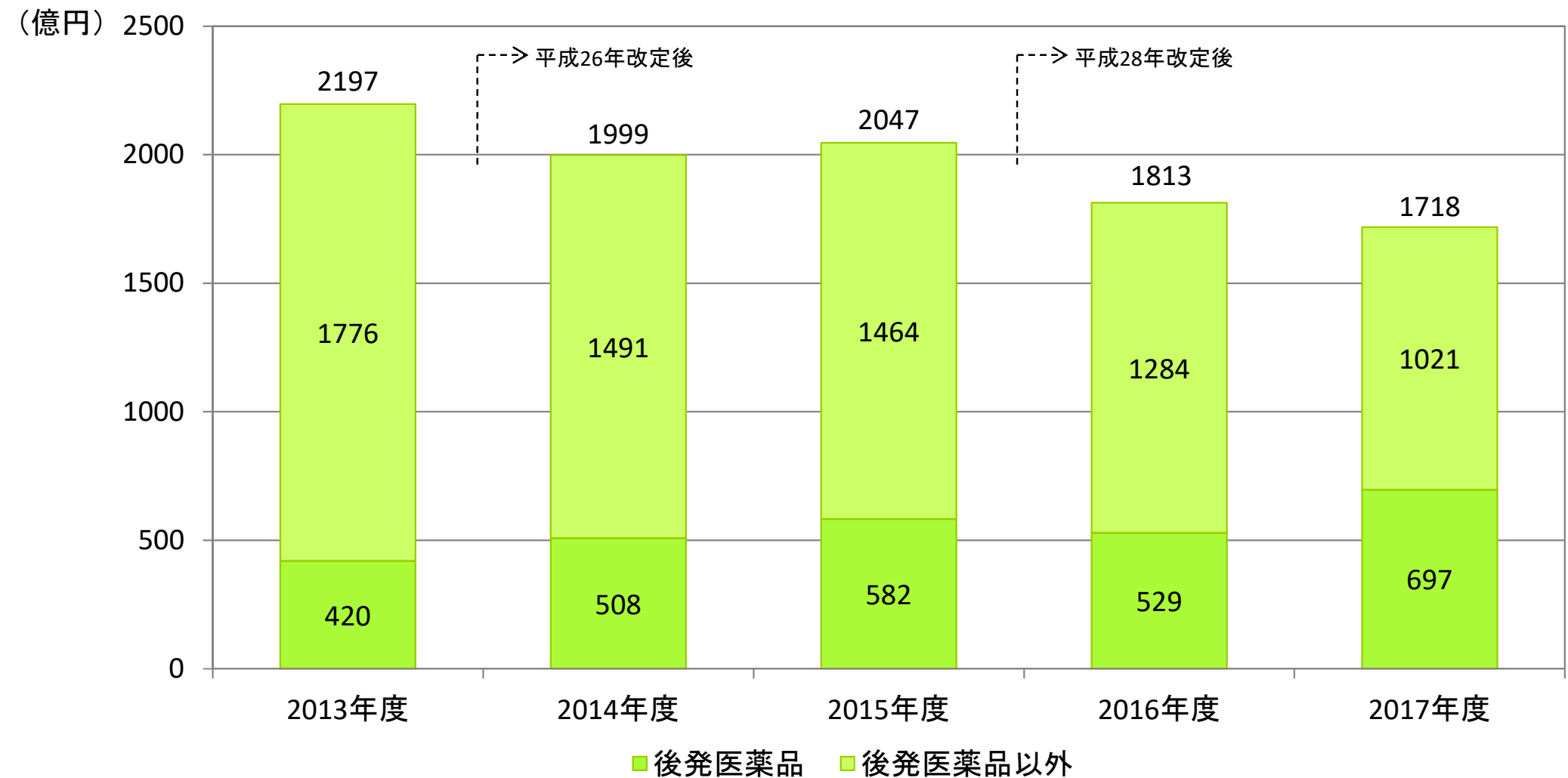
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

スタチンの薬剤料の推移

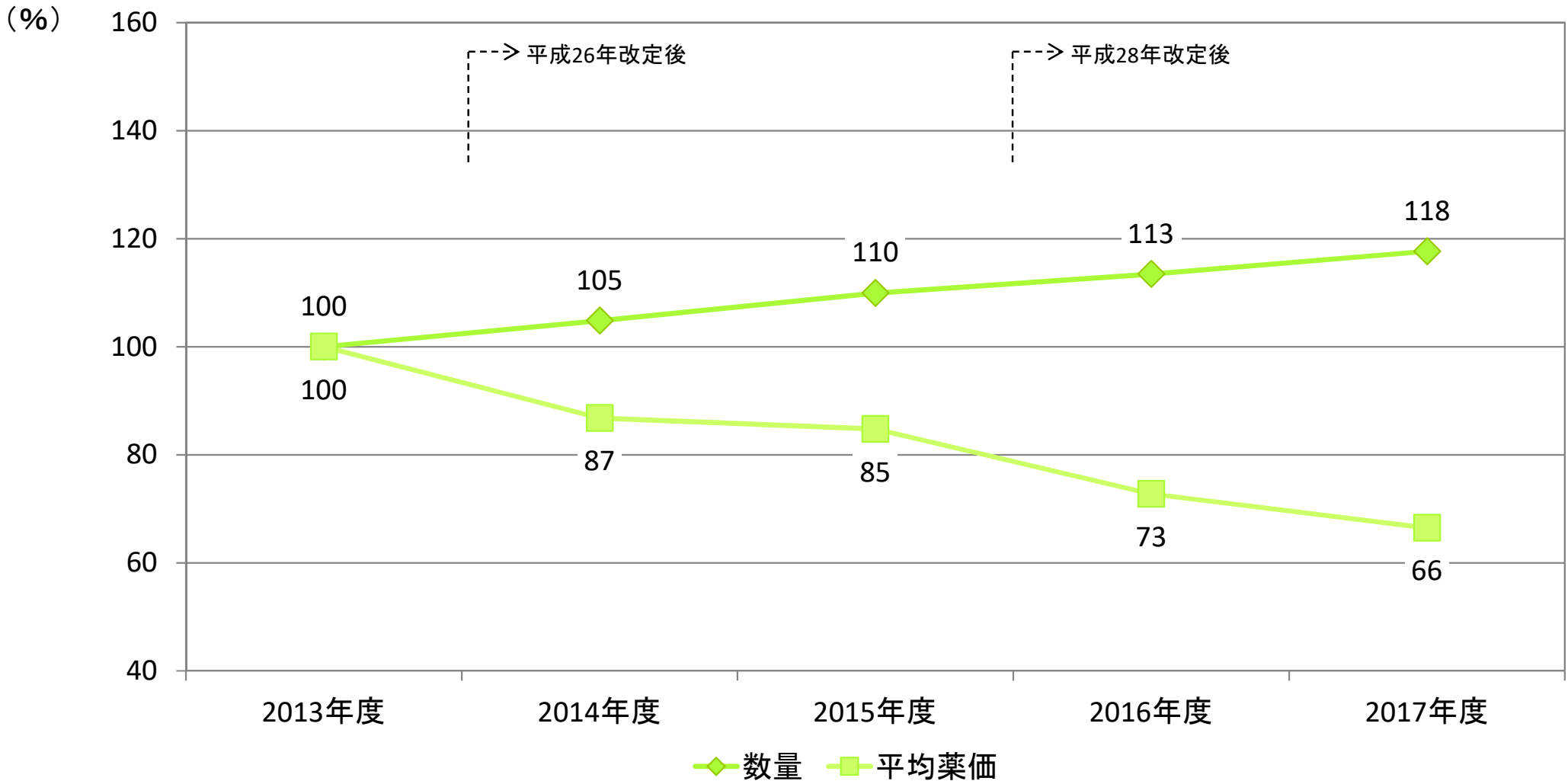
○ 2013年度以降のスタチンの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品の薬剤料は上下しつつも徐々に増加しているが、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

スタチンの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のスタチンの数量と平均薬価の推移を見ると、平均薬価は低下傾向にあるが、数量は上昇傾向にある。



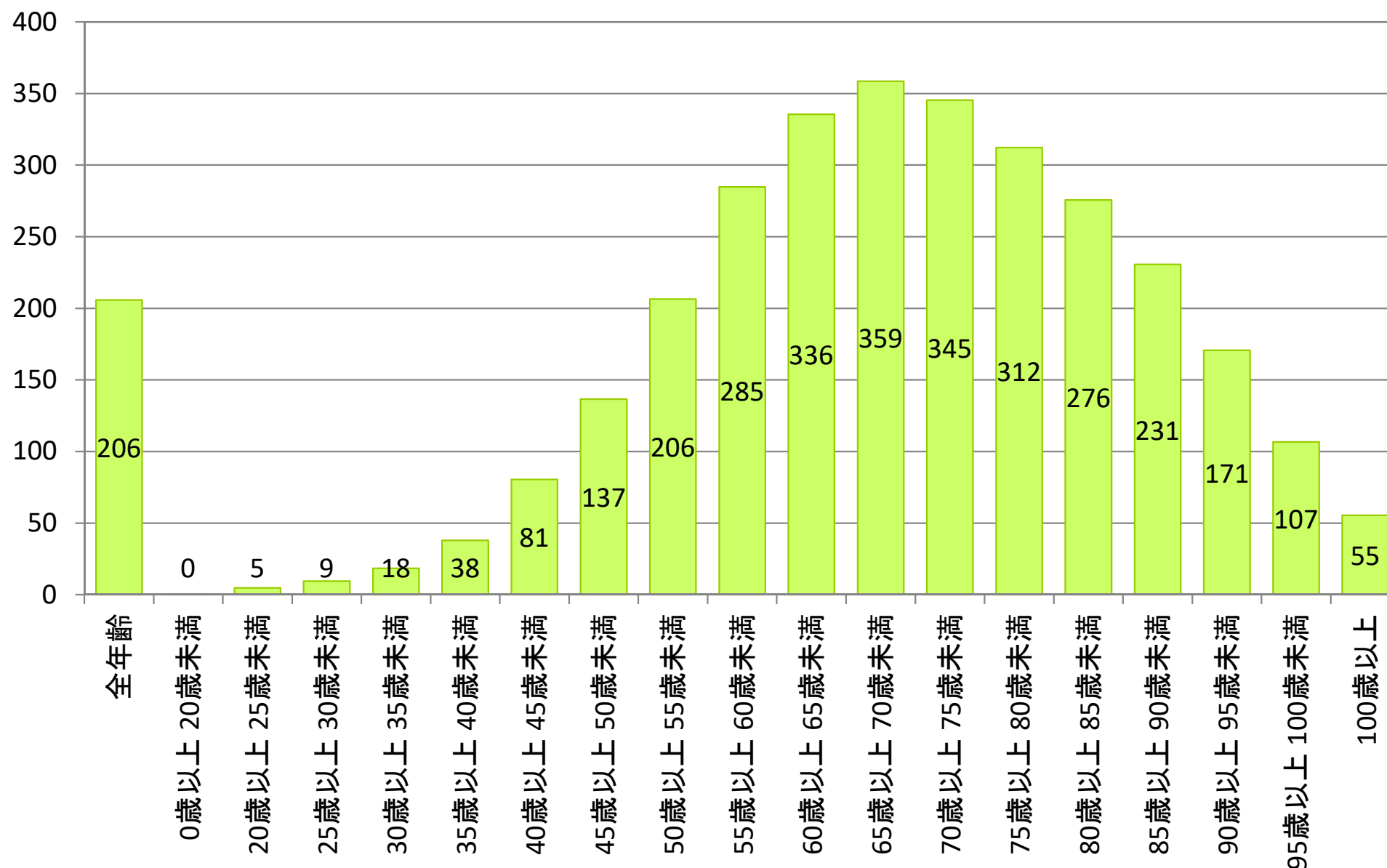
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たりスタチンの薬剤料（2017年度）

(円)



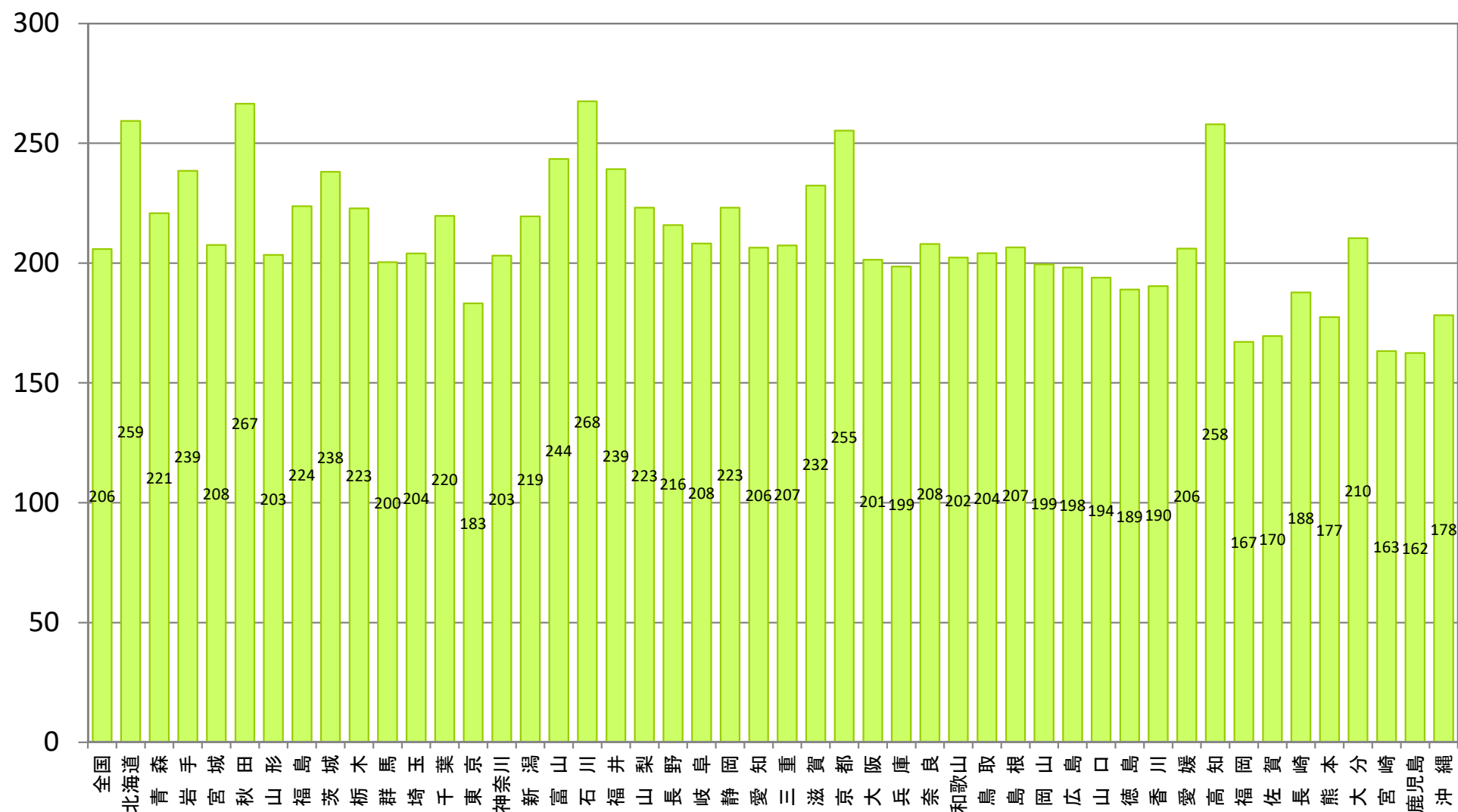
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりスタチンの薬剤料（2017年度）

(円)

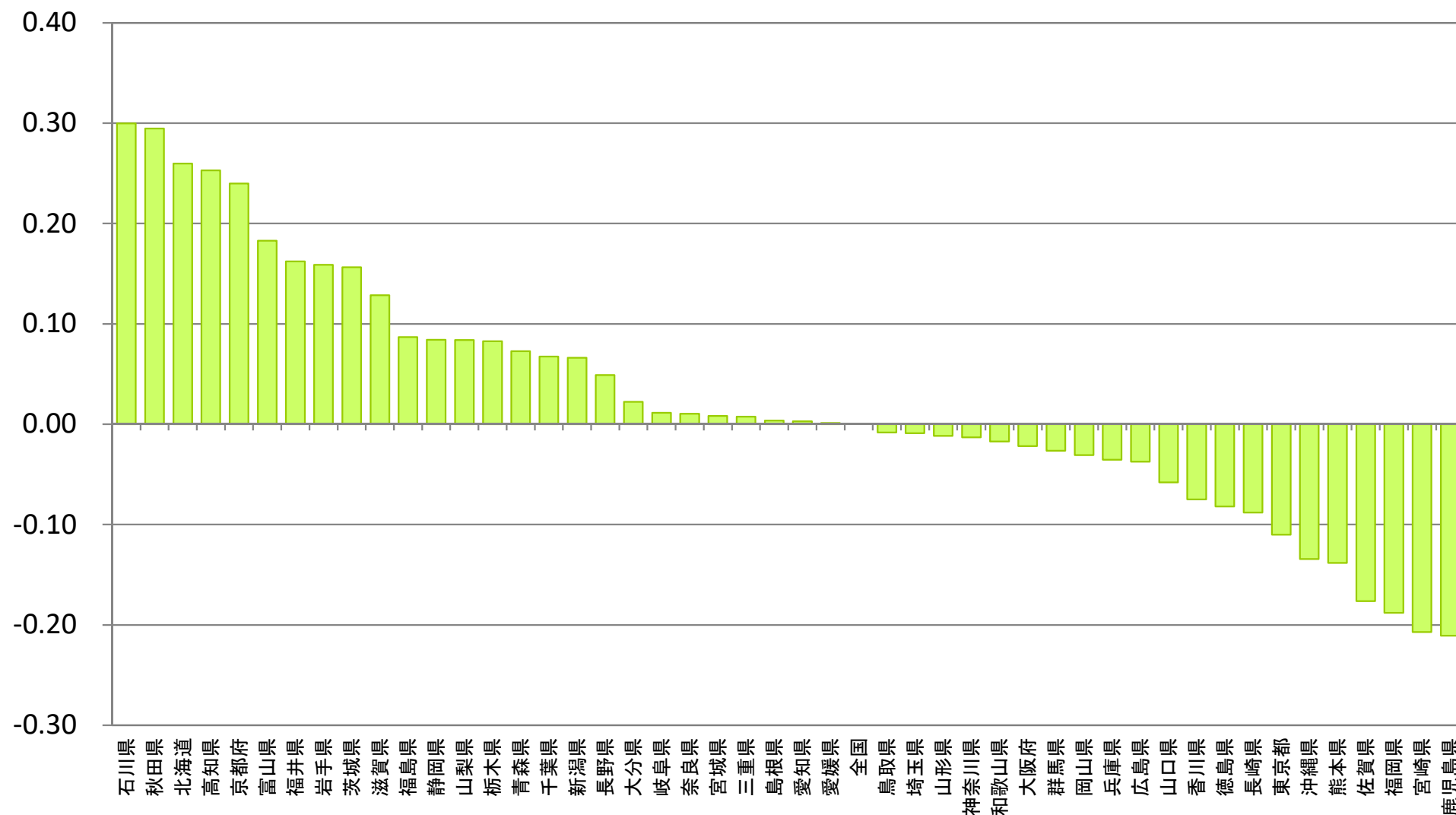


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりスタチンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



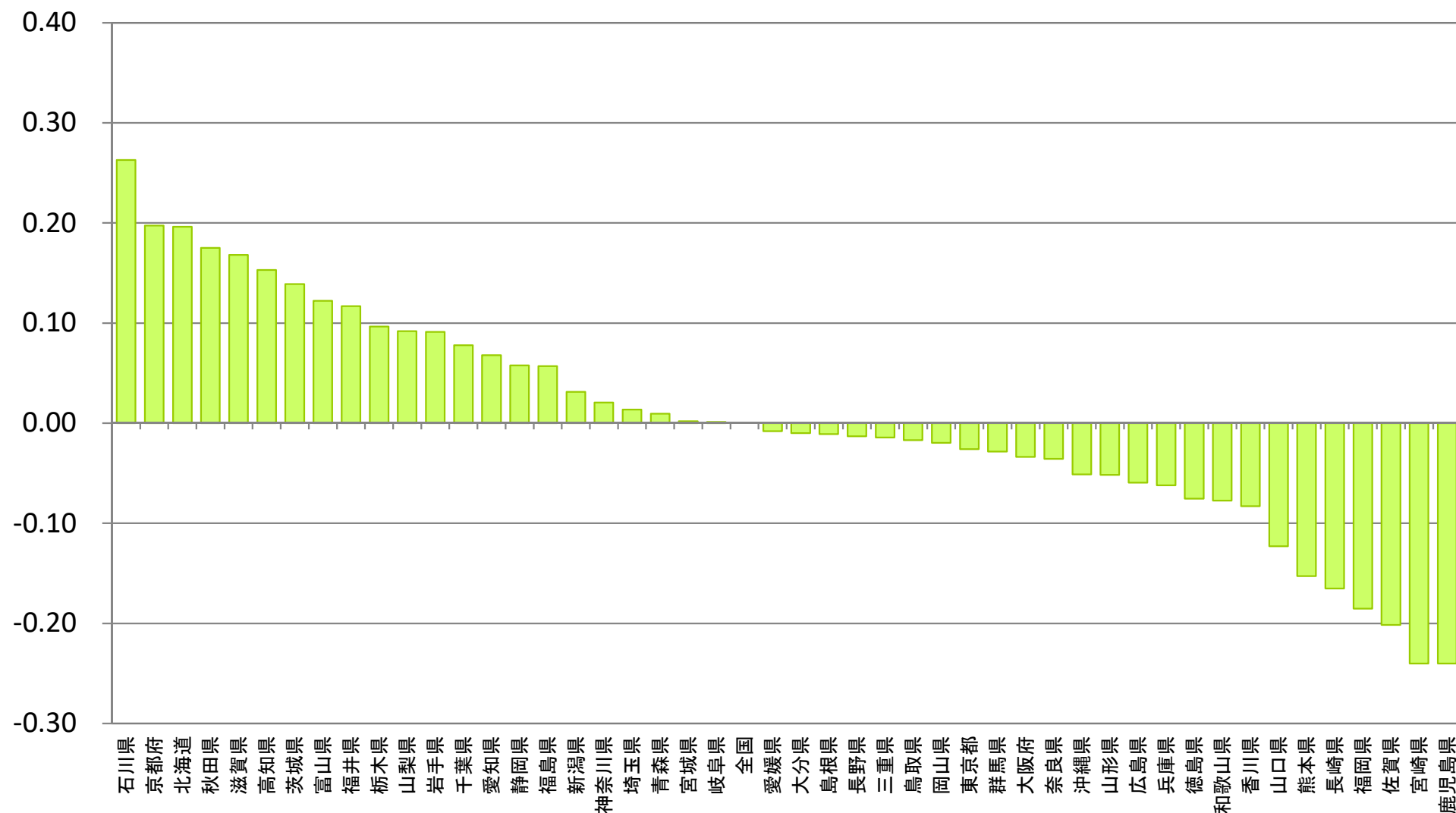
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりスタチンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

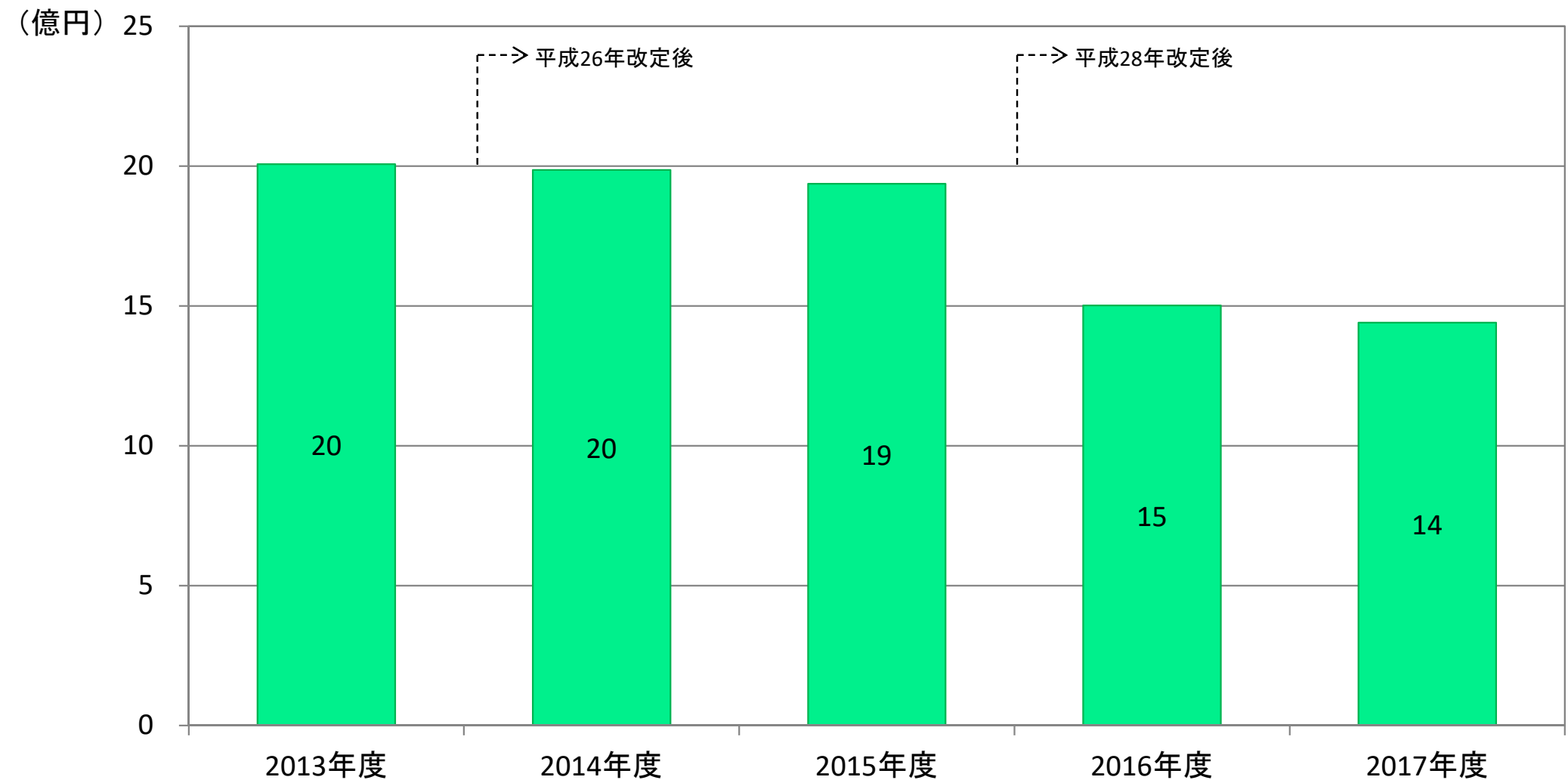
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

陰イオン交換樹脂の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の陰イオン交換樹脂の薬剤料は、減少傾向となっている。

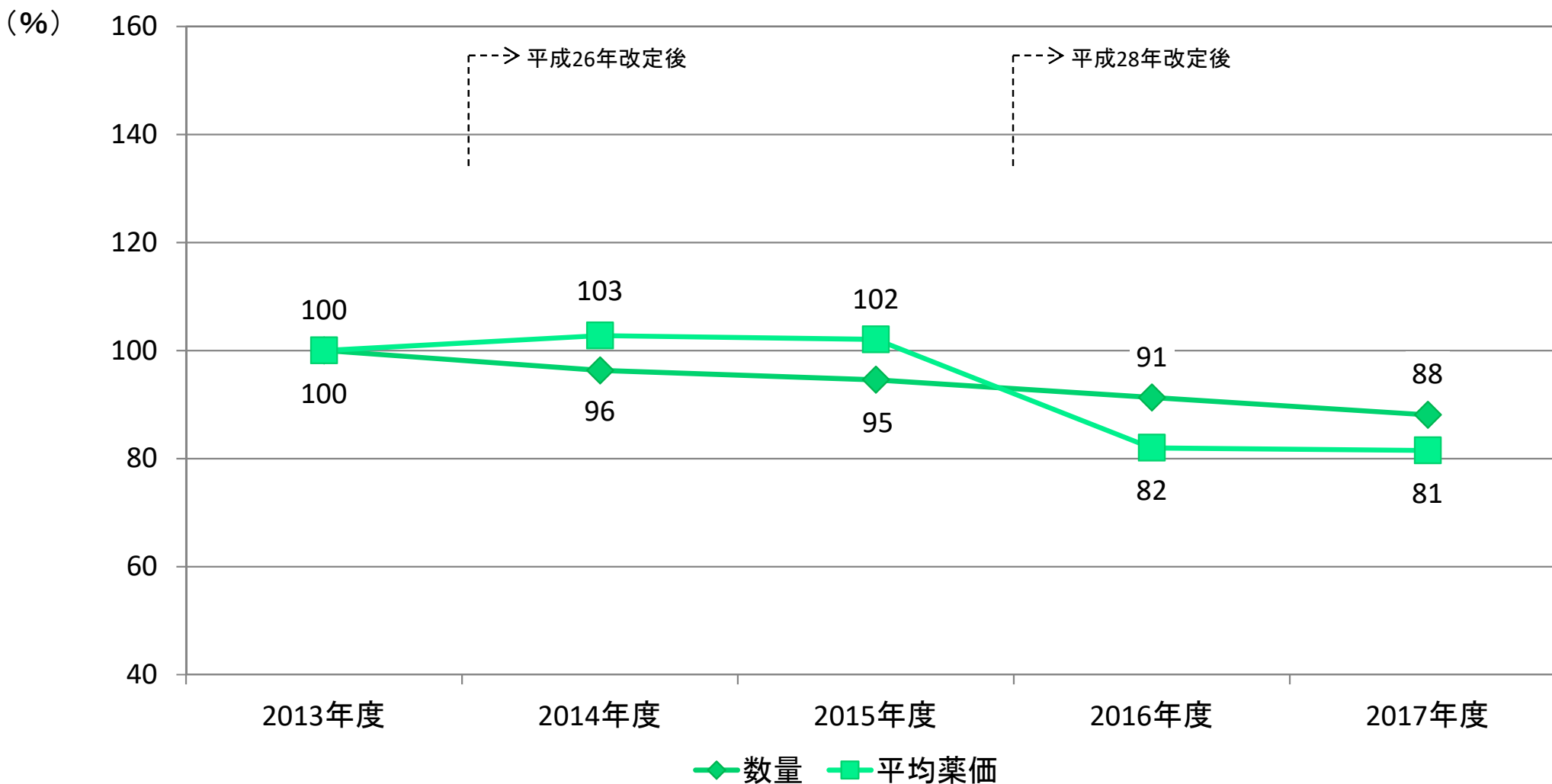


注1) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注2) 陰イオン交換樹脂には該当する後発医薬品が存在しない。

陰イオン交換樹脂の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の陰イオン交換樹脂の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらも低下傾向にある。



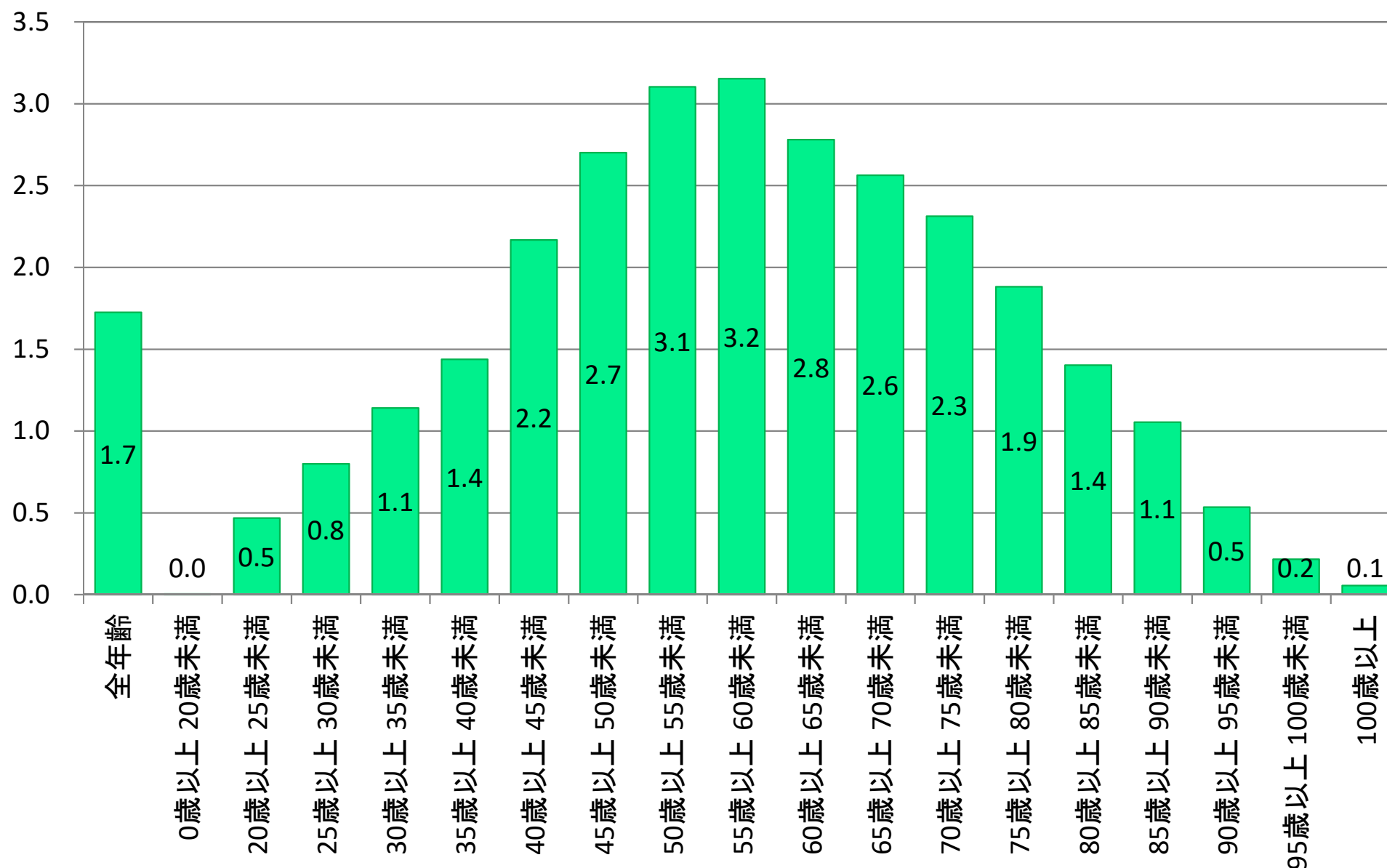
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり陰イオン交換樹脂の薬剤料（2017年度）

(円)



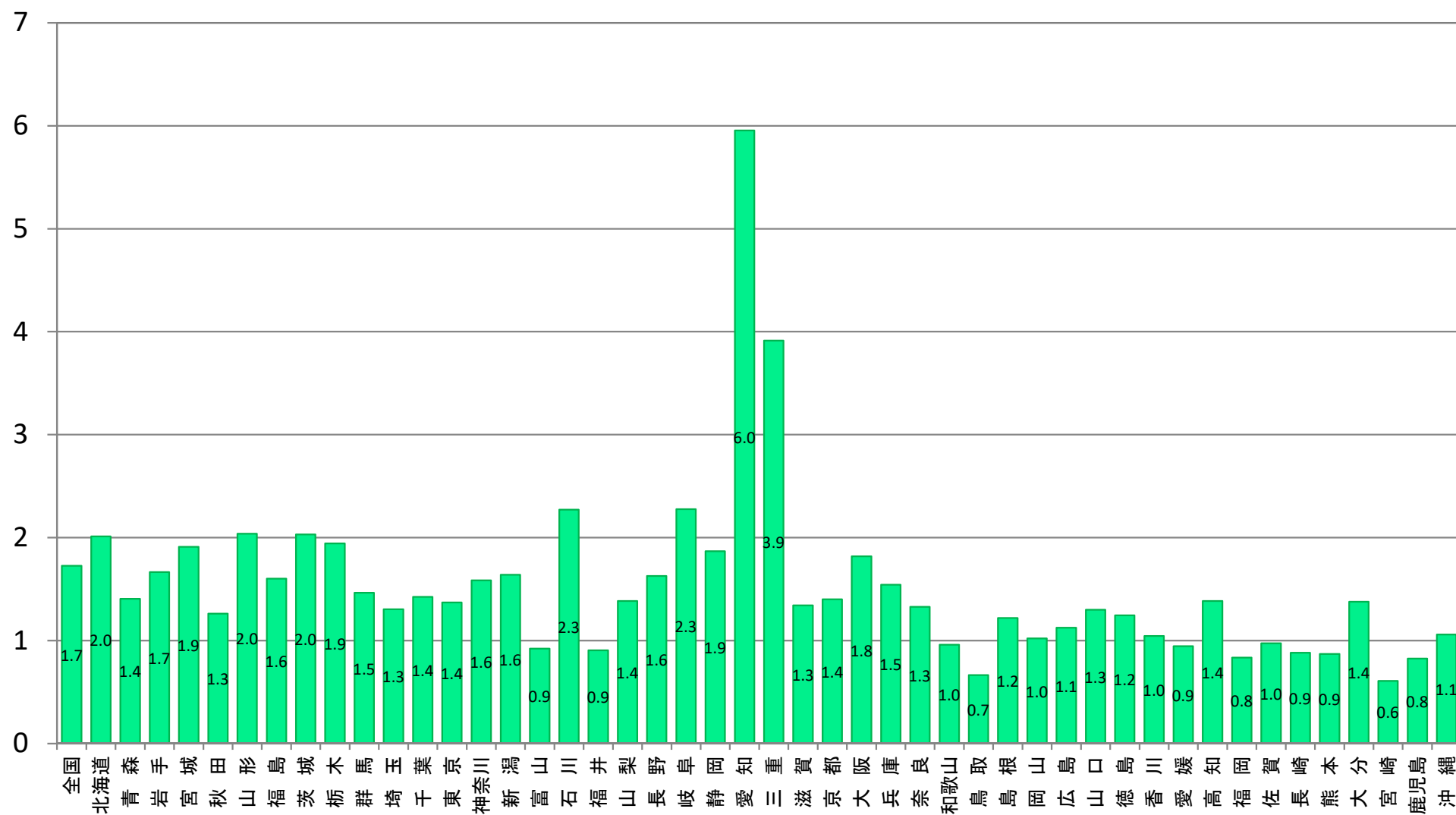
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり陰イオン交換樹脂の薬剤料（2017年度）

(円)

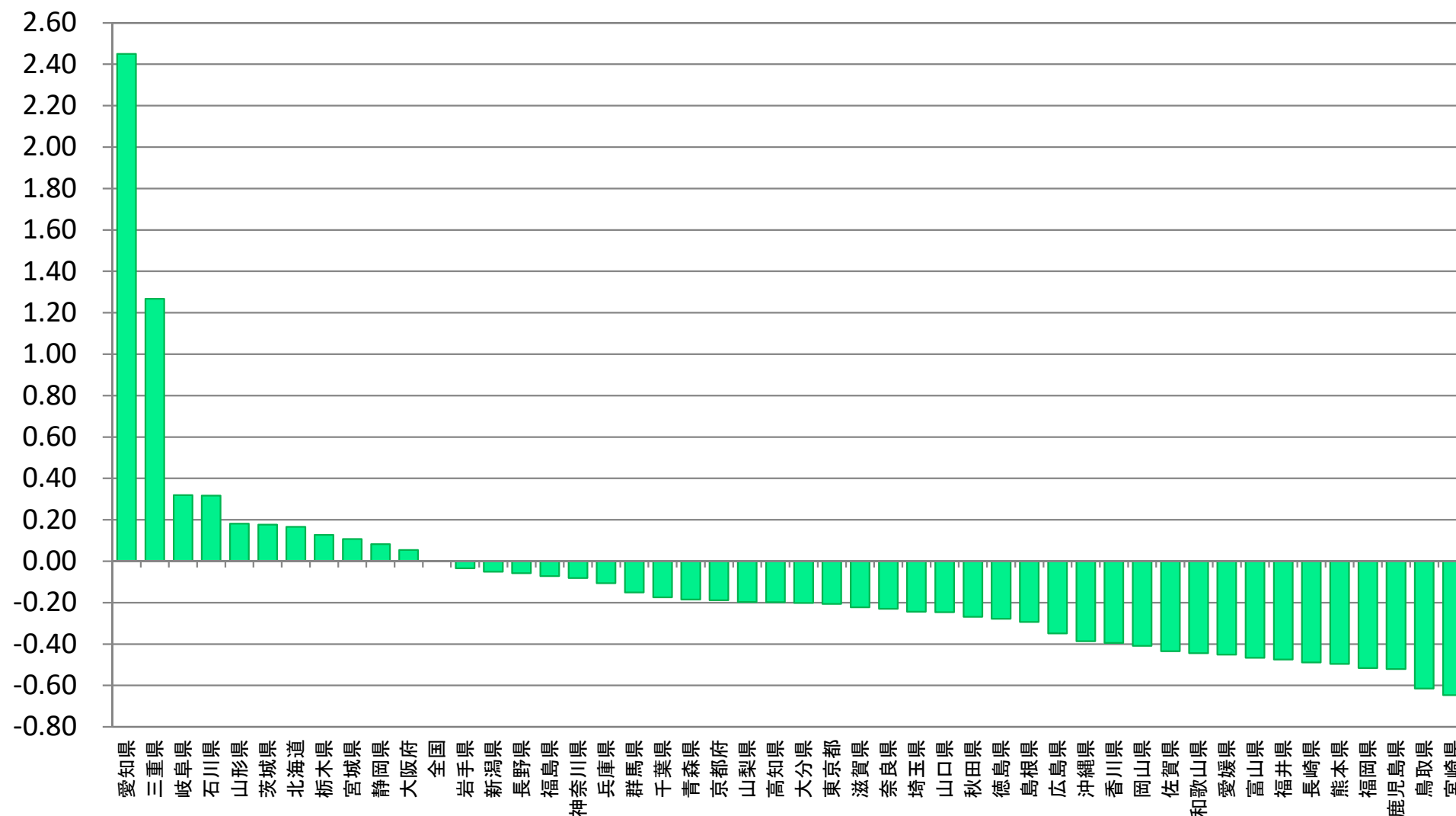


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり陰イオン交換樹脂の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



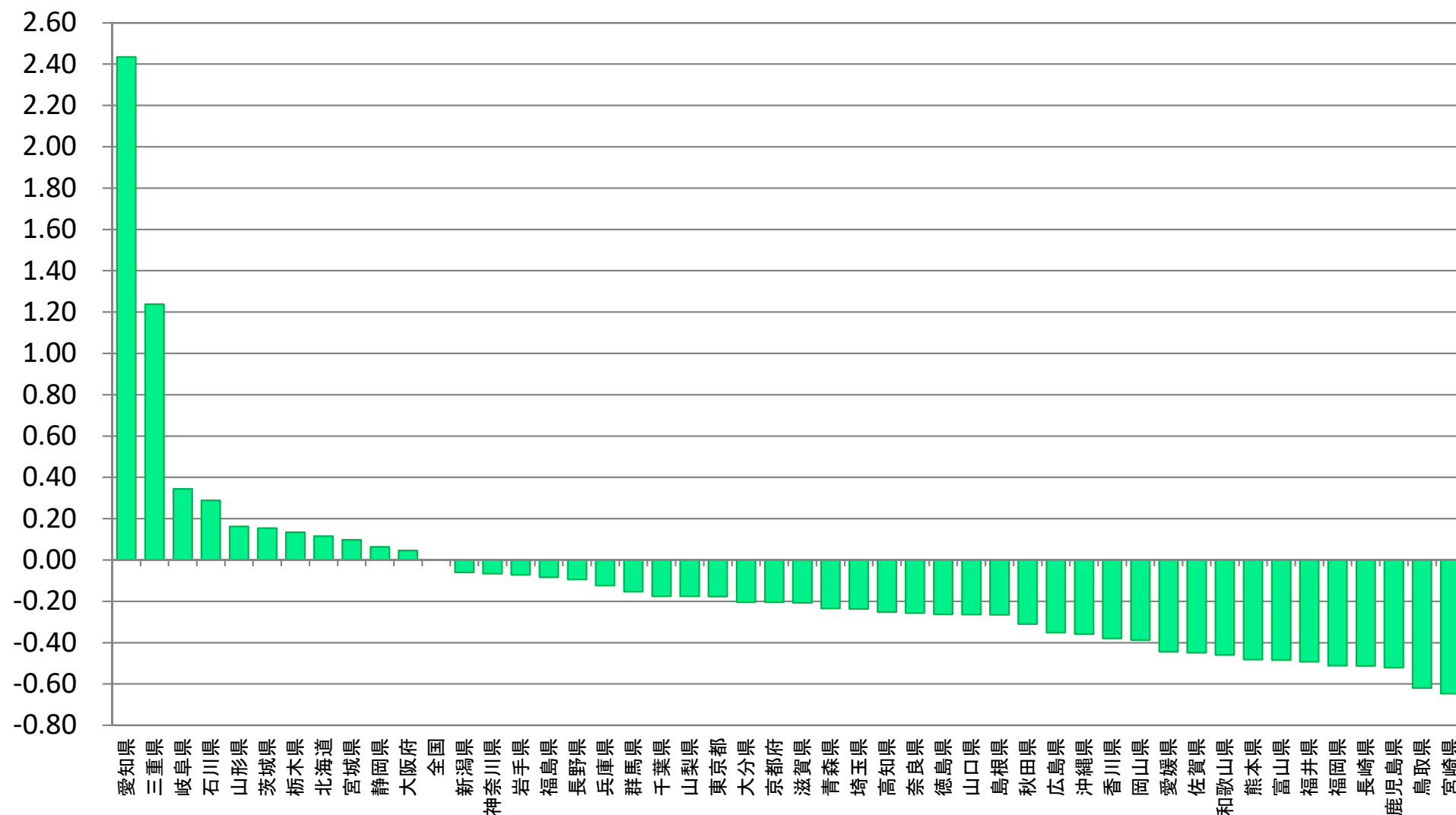
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり陰イオン交換樹脂の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



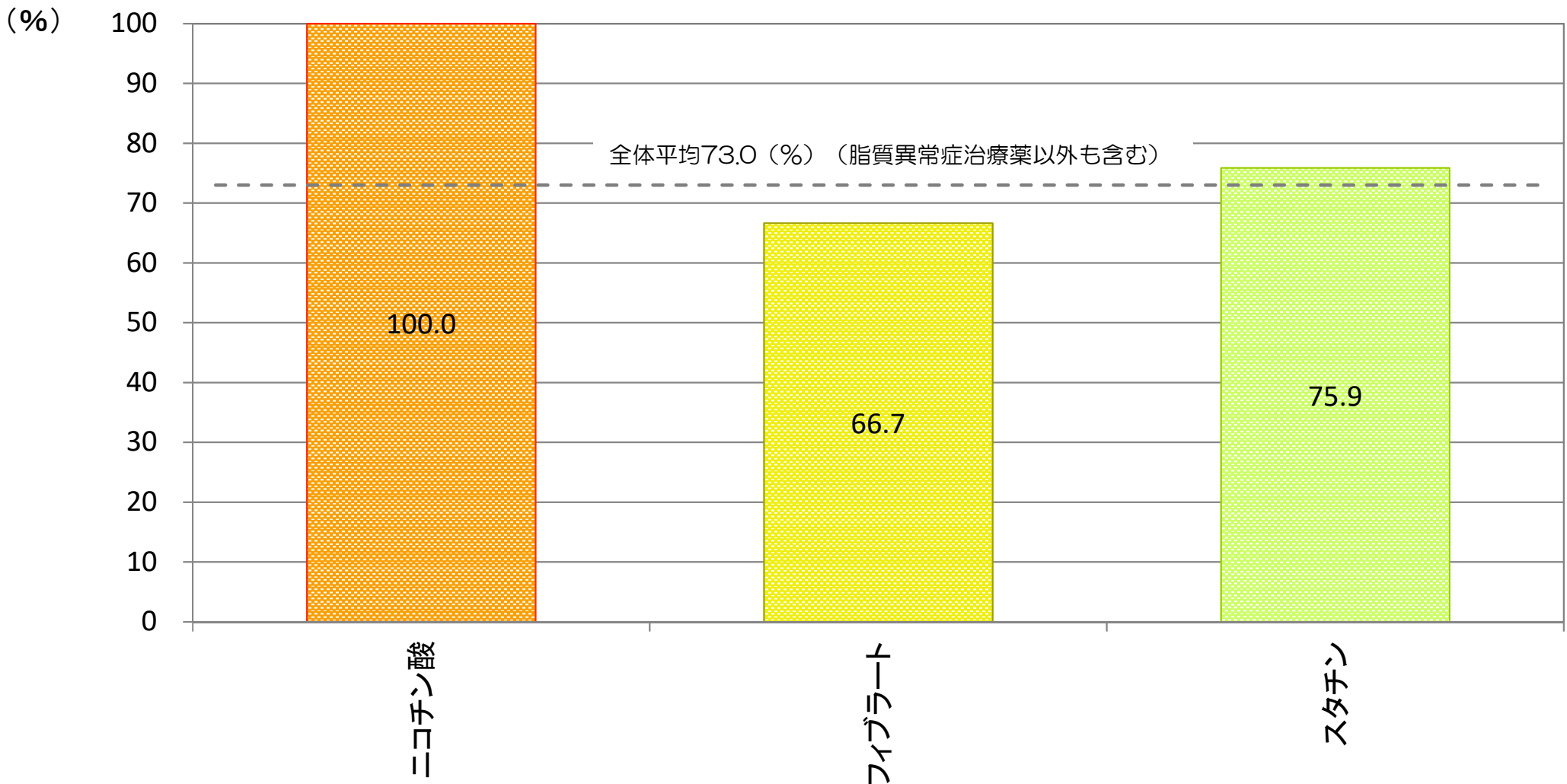
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、脂質異常症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

脂質異常症治療薬種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



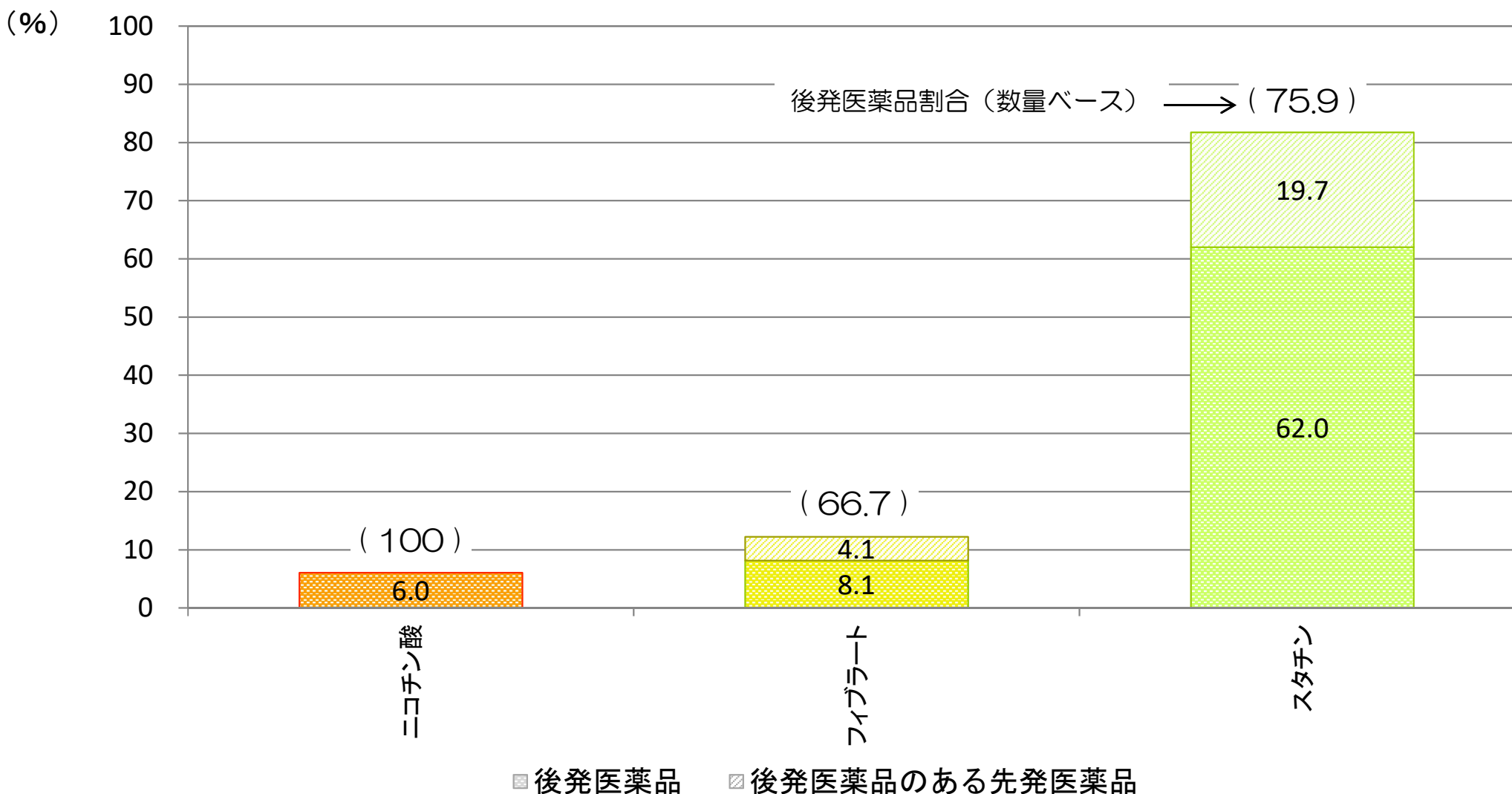
注1) 対象の脂質異常症治療薬の種類別に集計したものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。

注4) ニコチン酸の先発医薬品はいずれも後発医薬品のある先発医薬品に該当しない。また、陰イオン交換樹脂に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

脂質異常症治療薬種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



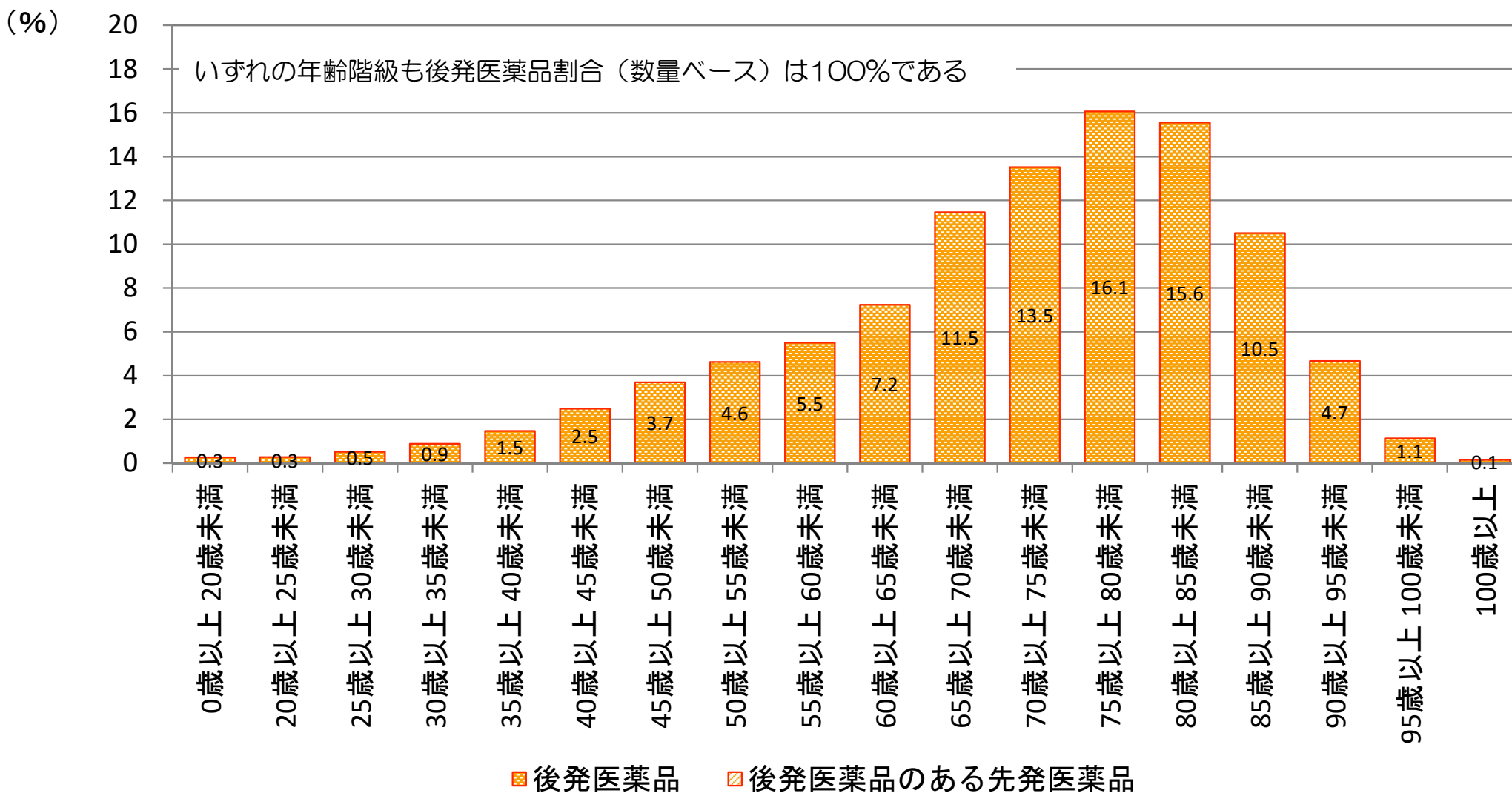
注1) 対象の脂質異常症治療薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する各種類別のシェアを示したものであり、表示している脂質異常症治療薬全数量を100(%)としたときの薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

注4) ニコチン酸の先発医薬品はいずれも後発医薬品のある先発医薬品に該当しない。また、陰イオン交換樹脂に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

年齢階級別ニコチン酸の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

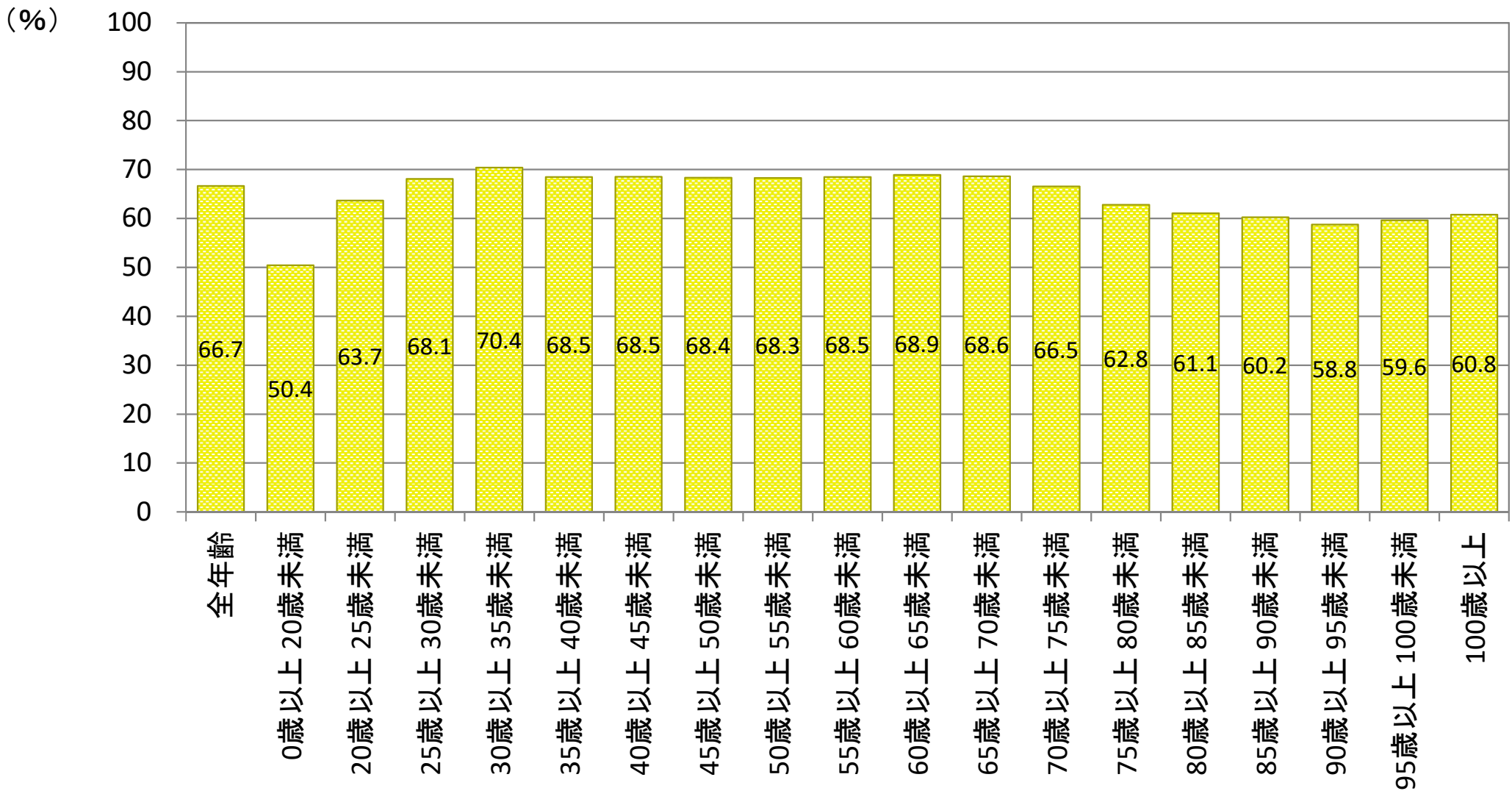


注1) ニコチン酸全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

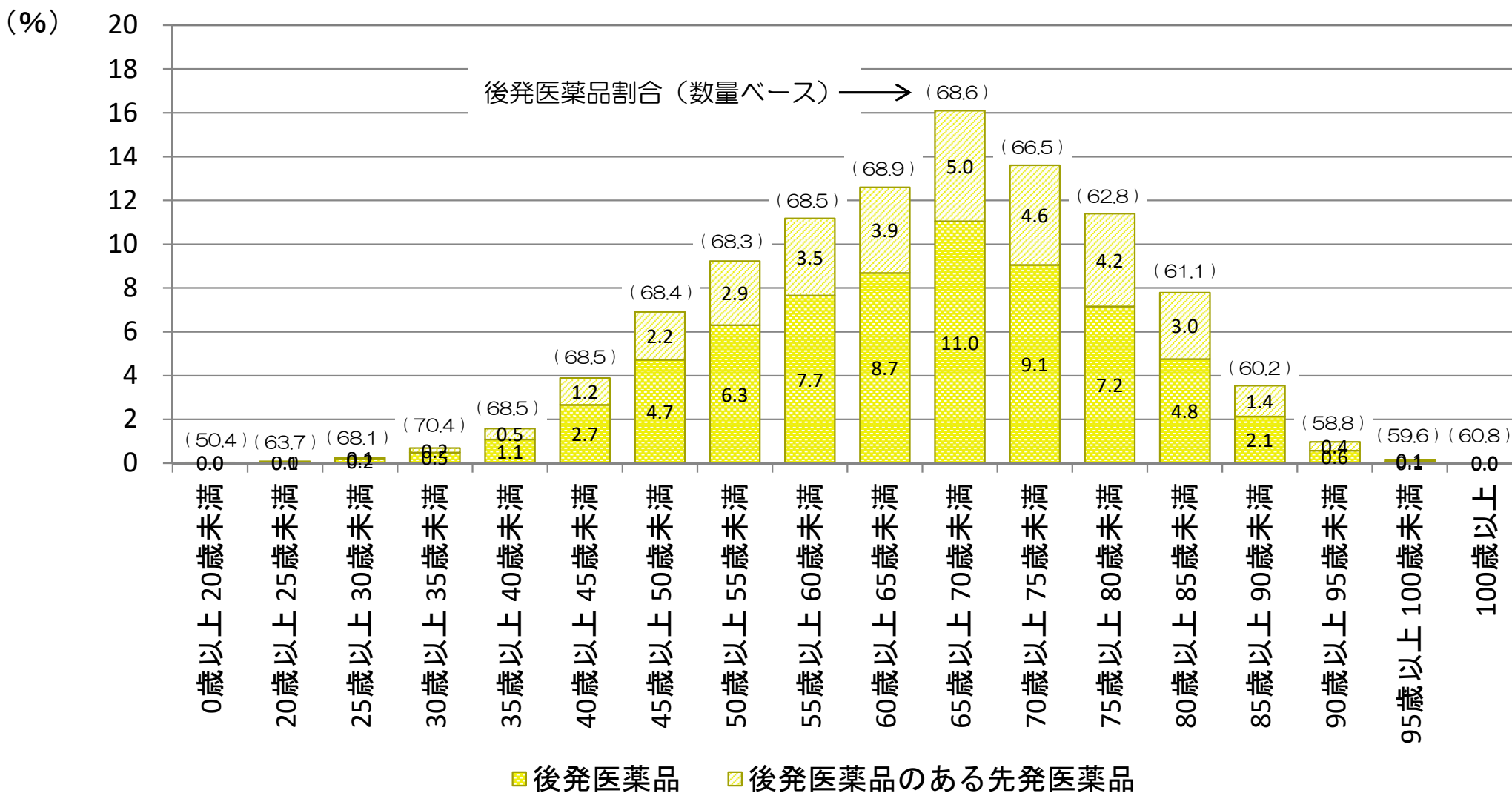
年齢階級別フィブラートの 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、
$$\frac{\text{後発医薬品の数量}}{(\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量})}$$
で算出している。

年齢階級別フィブラートの 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

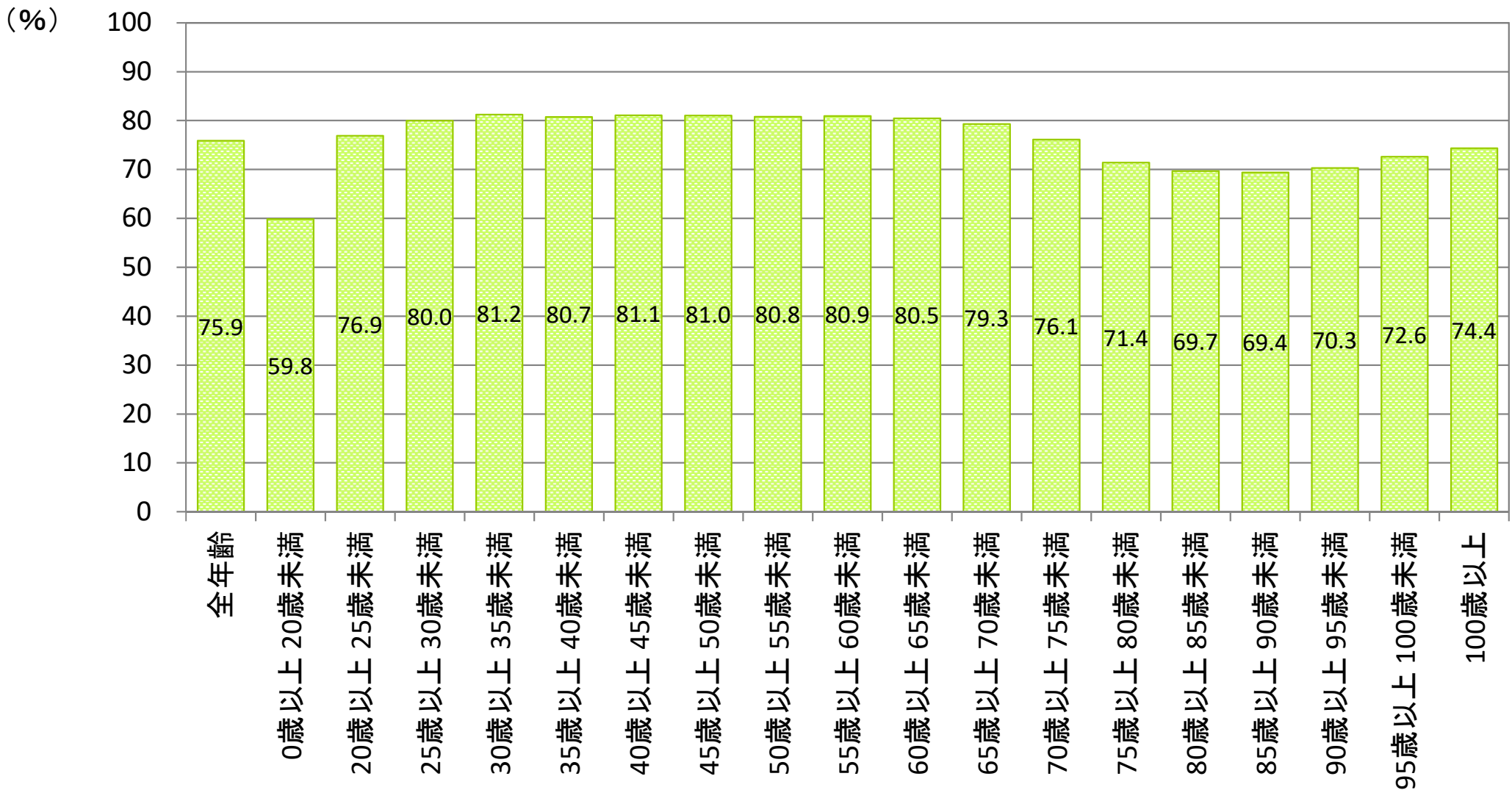


注1) フィブラート全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

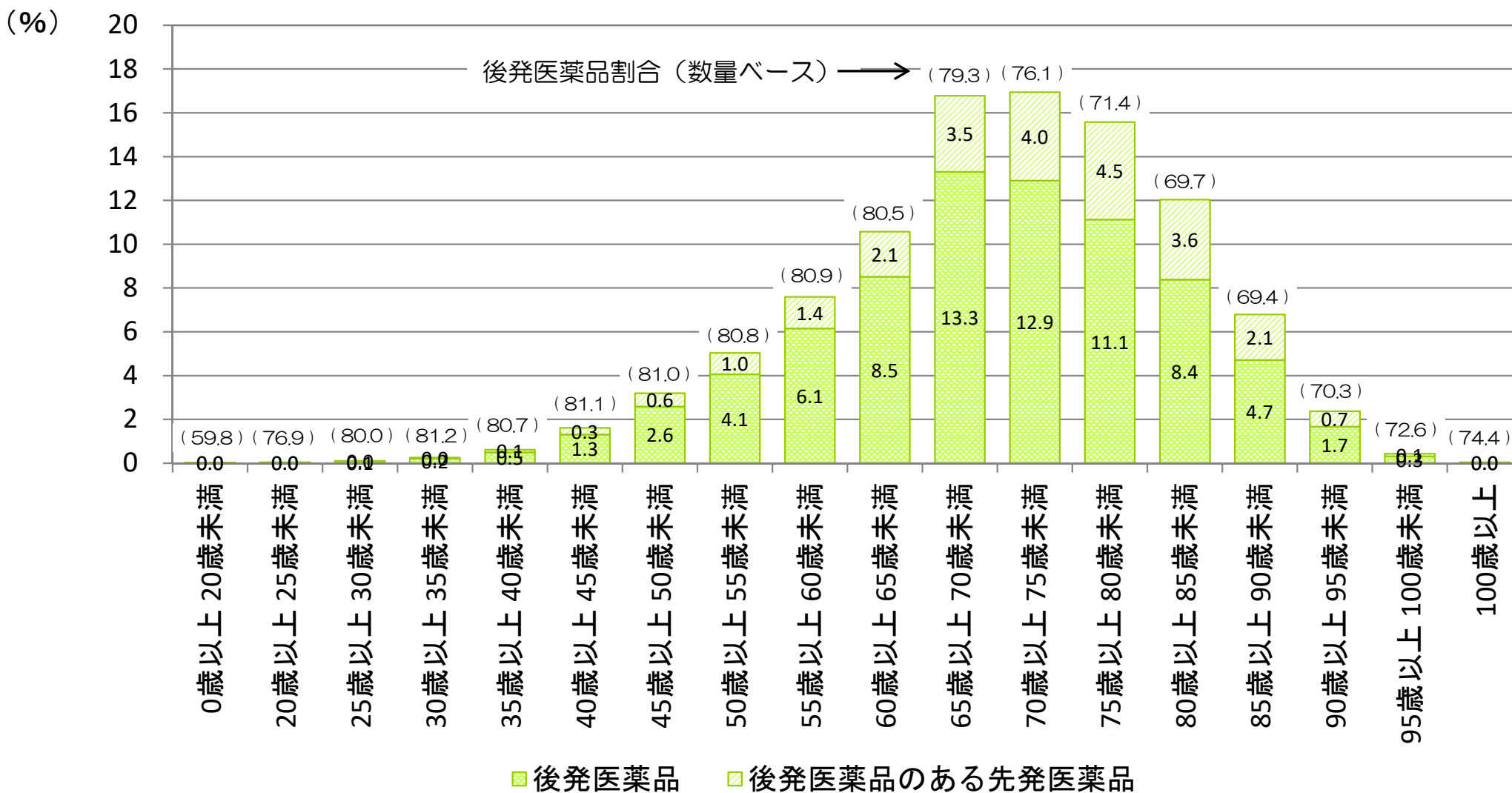
年齢階級別スタチンの 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、 $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{(\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量})}$ で算出している。

年齢階級別スタチンの 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

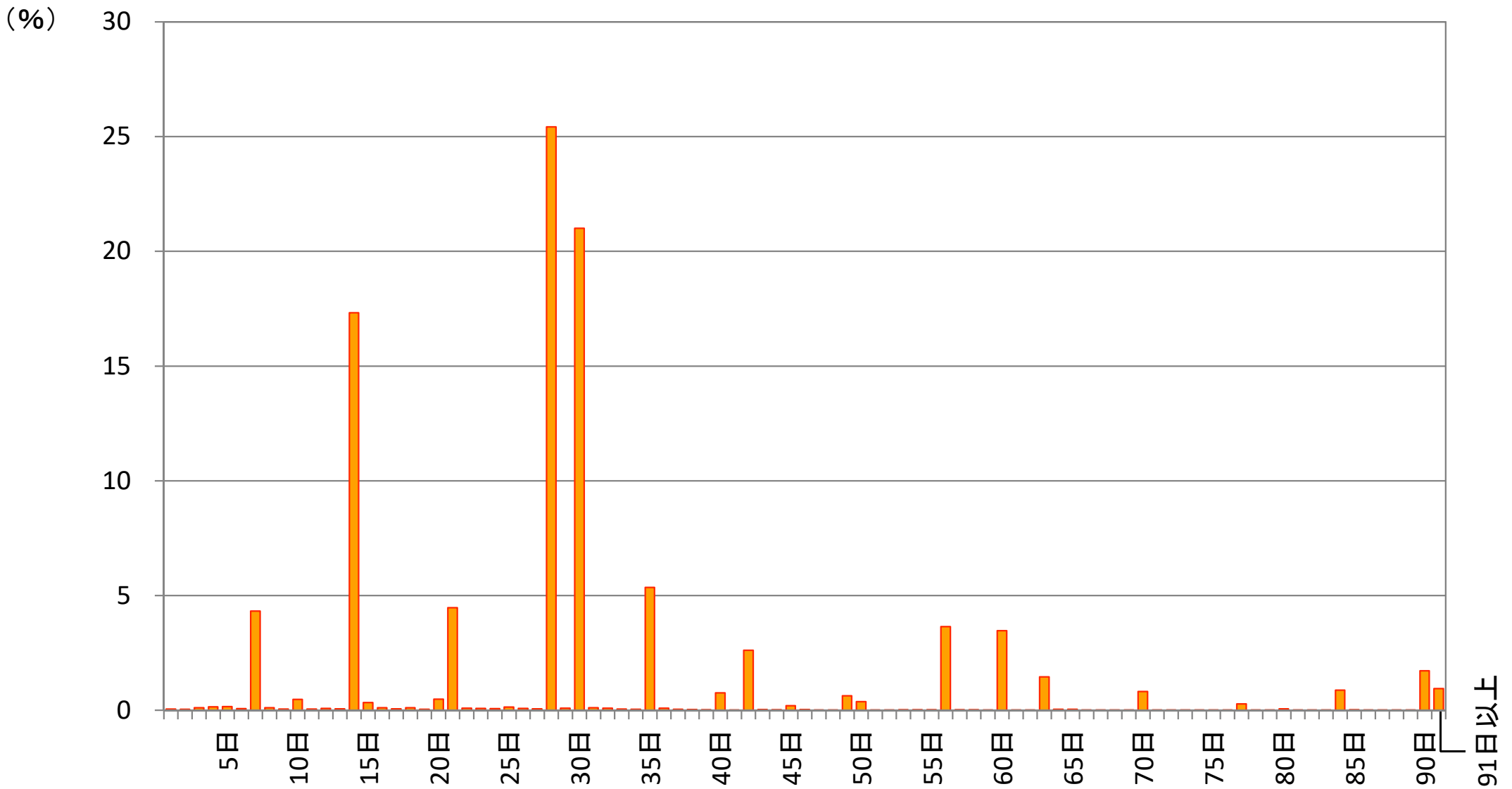


注1) スタチン全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

ニコチン酸の投薬日数の分布（2017年度）

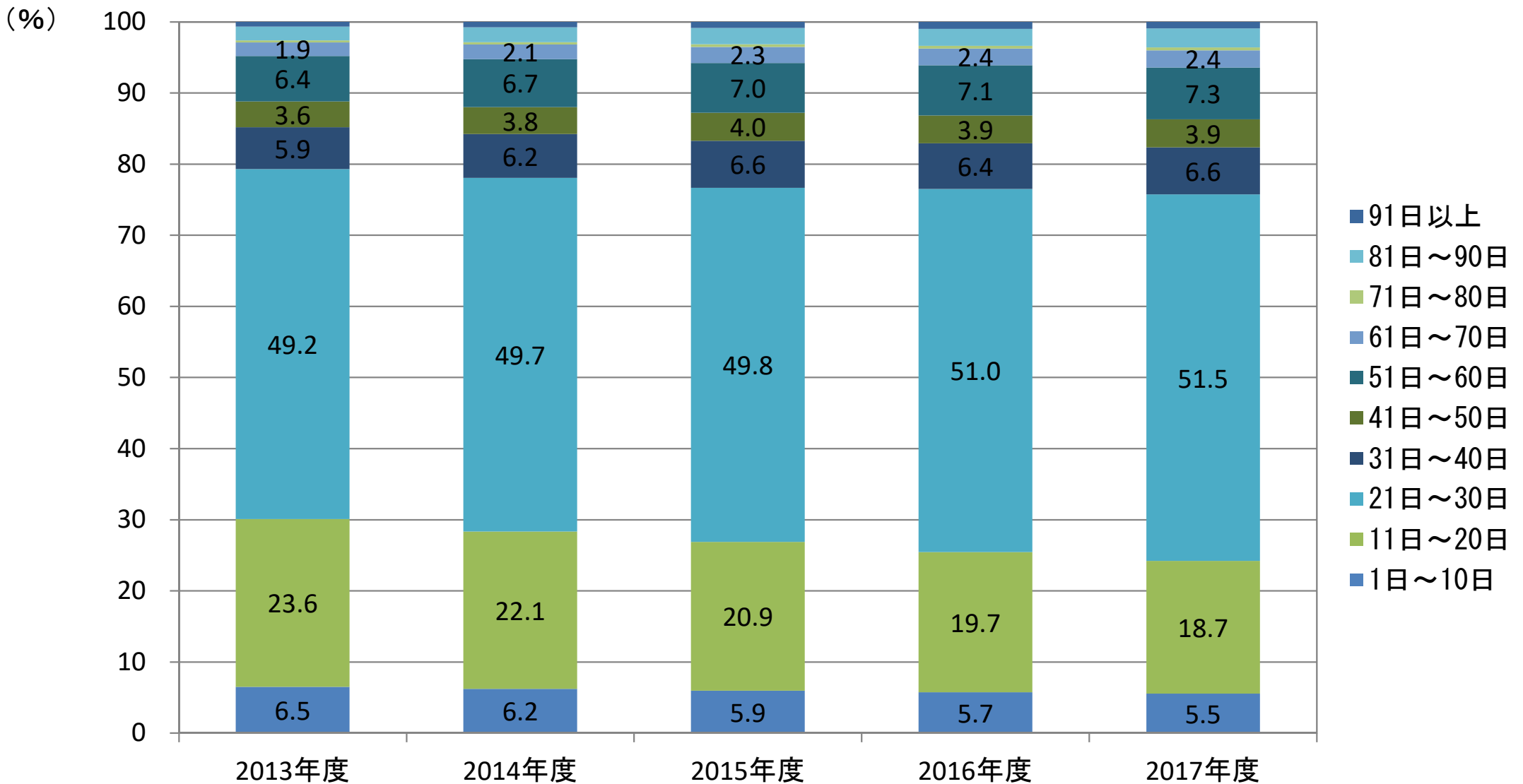


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

ニコチン酸の投薬日数の分布の推移

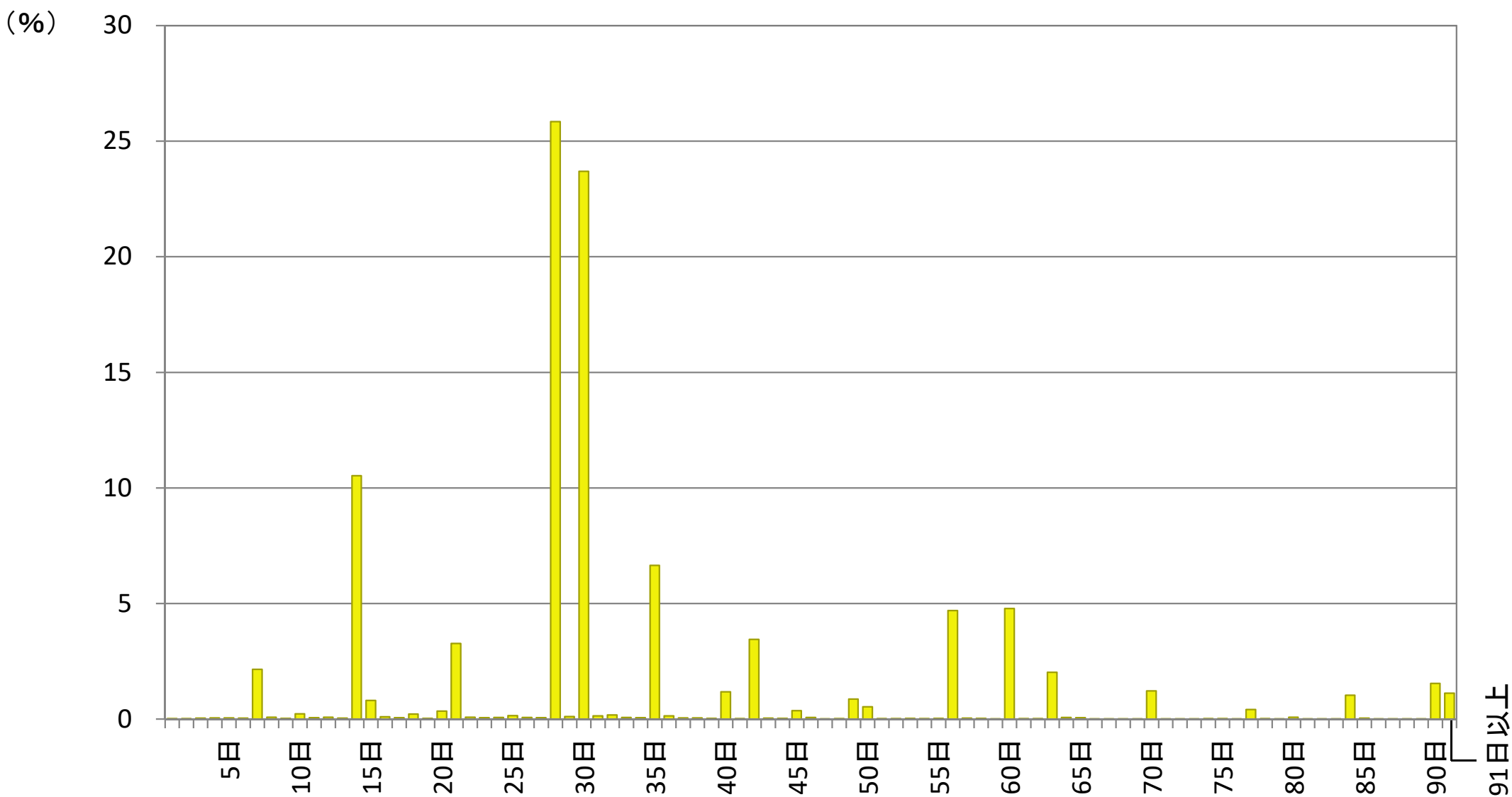


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

フィブラートの投薬日数の分布（2017年度）

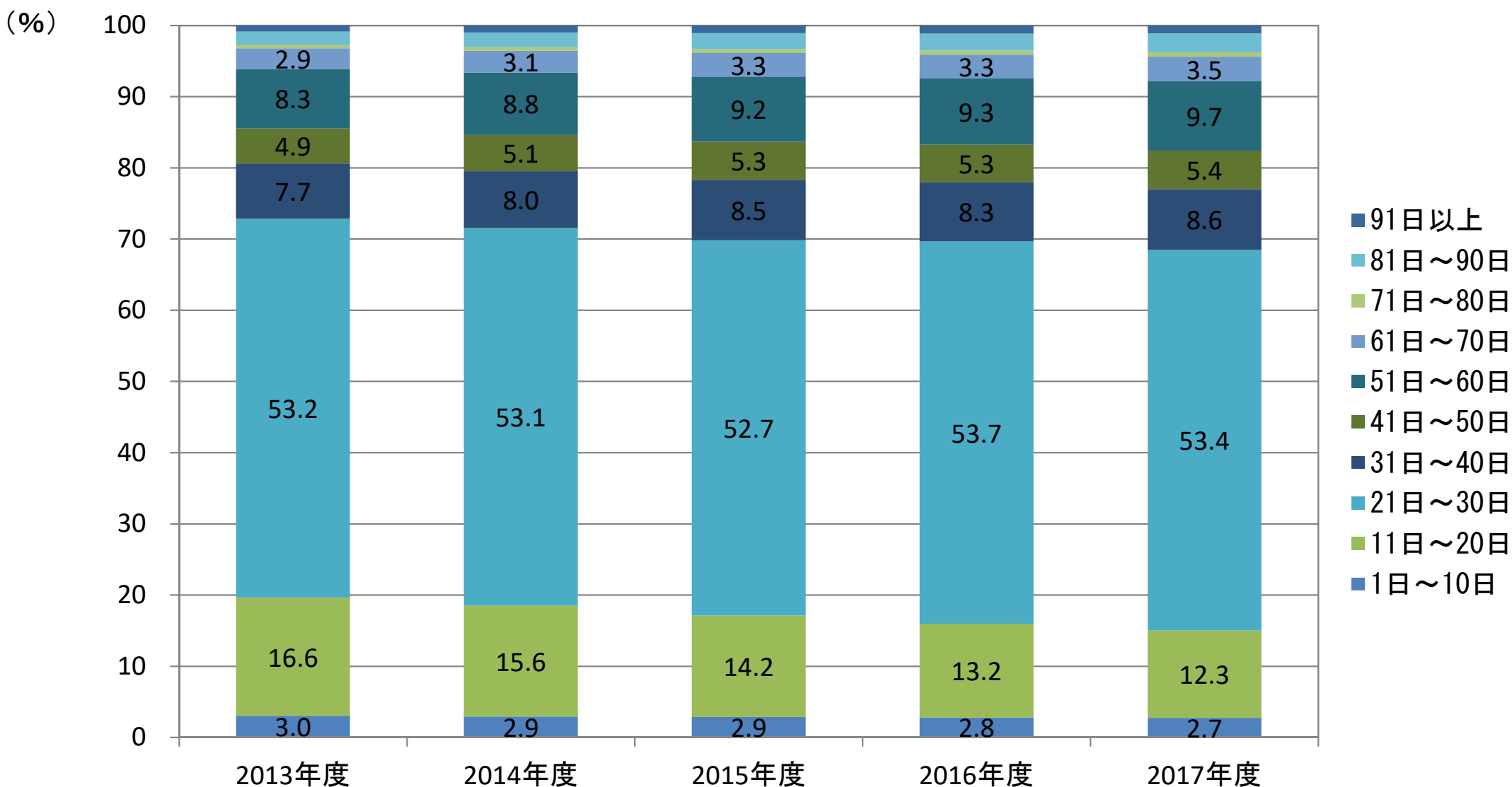


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

フィブラートの投薬日数の分布の推移

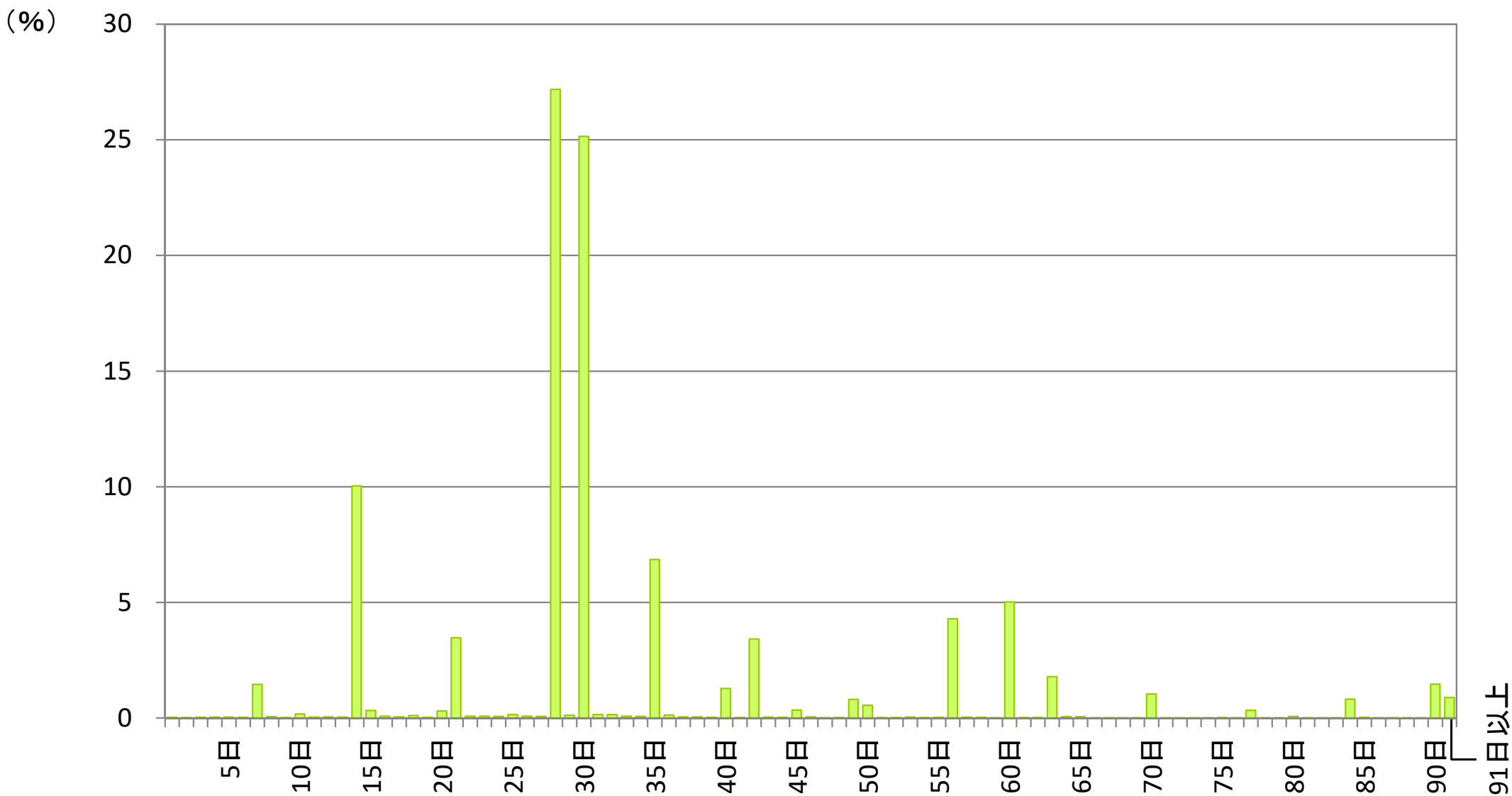


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

スタチンの投薬日数の分布（2017年度）

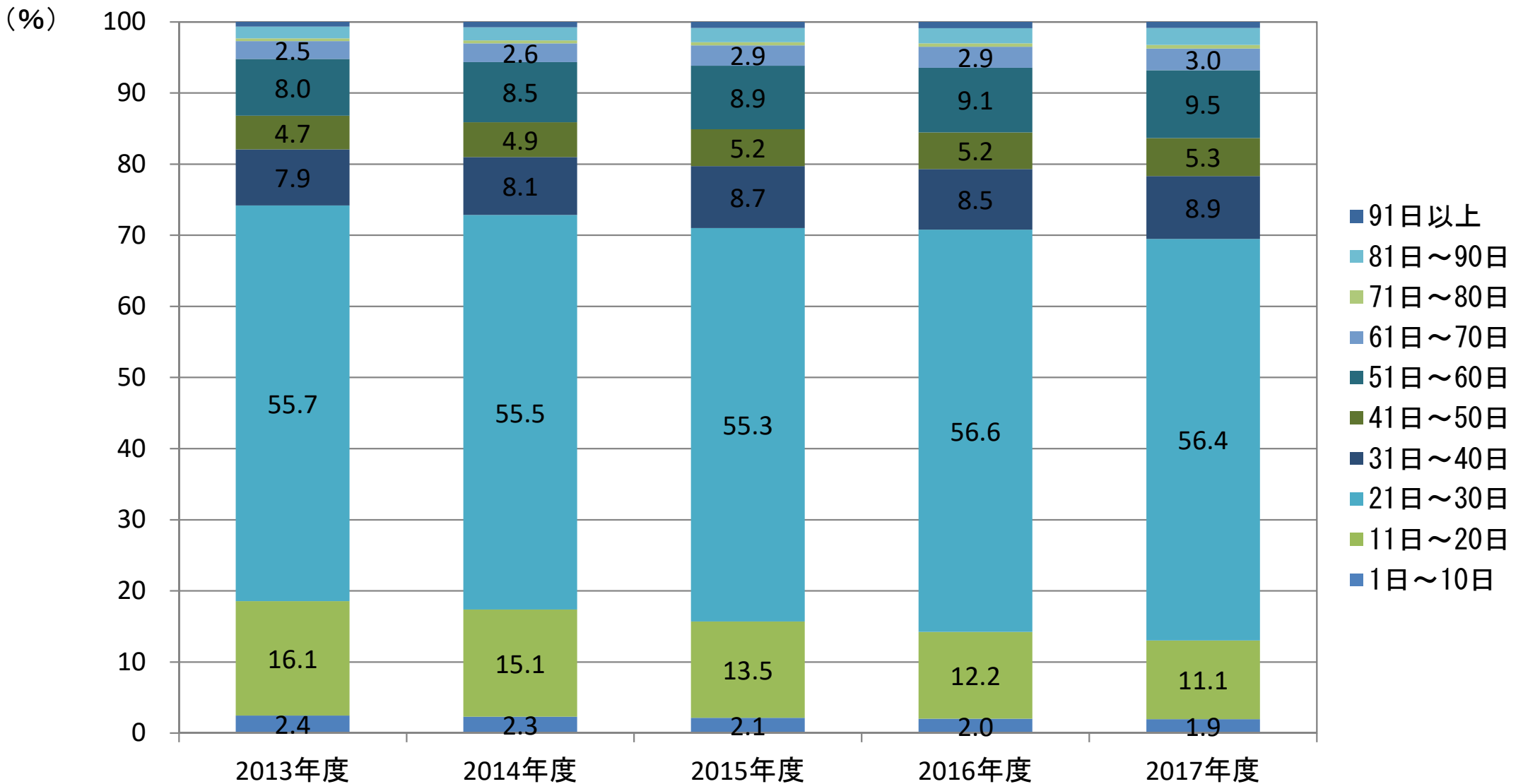


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

スタチンの投薬日数の分布の推移

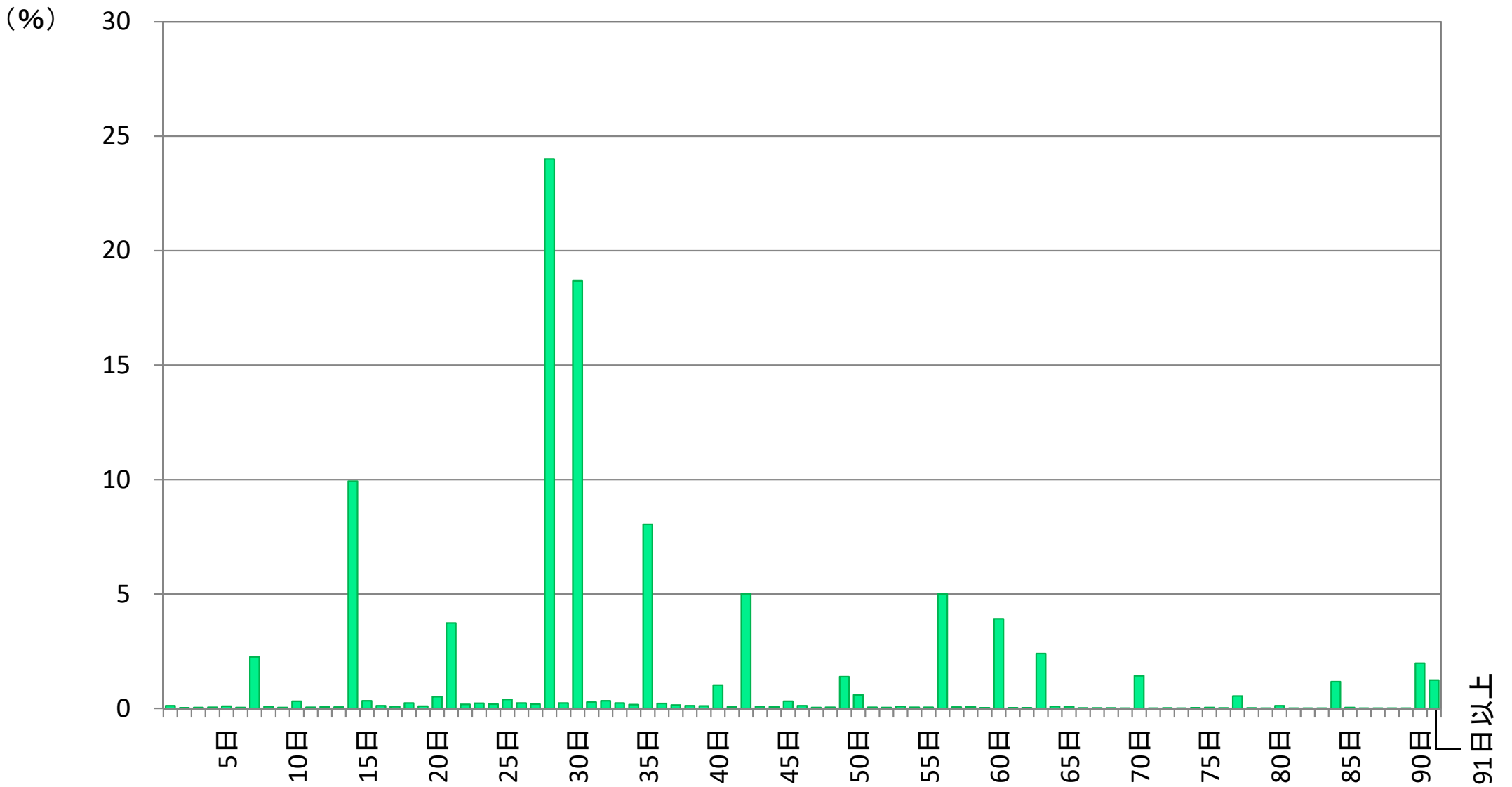


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

陰イオン交換樹脂の投薬日数の分布（2017年度）

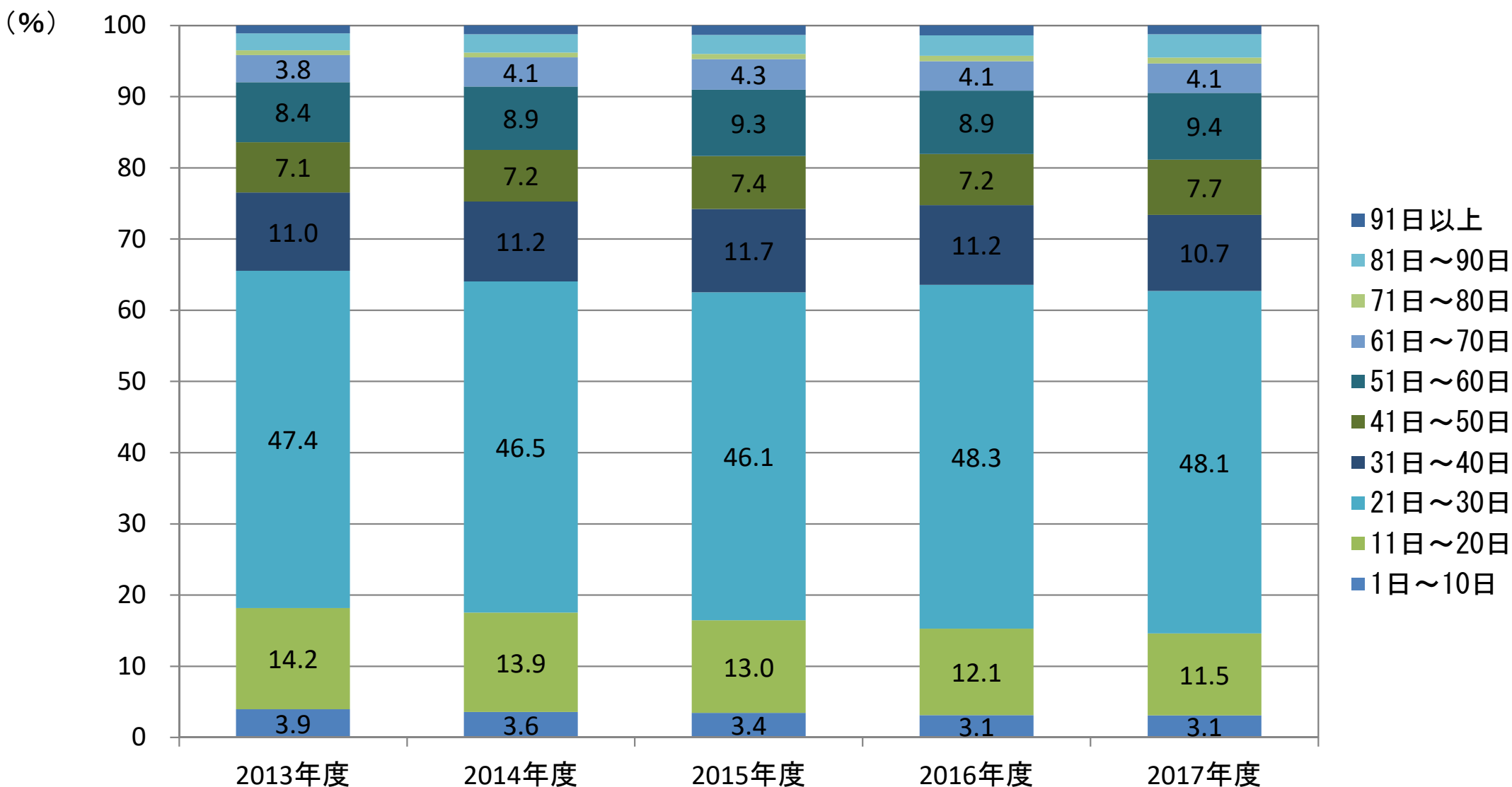


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

陰イオン交換樹脂の投薬日数の分布の推移

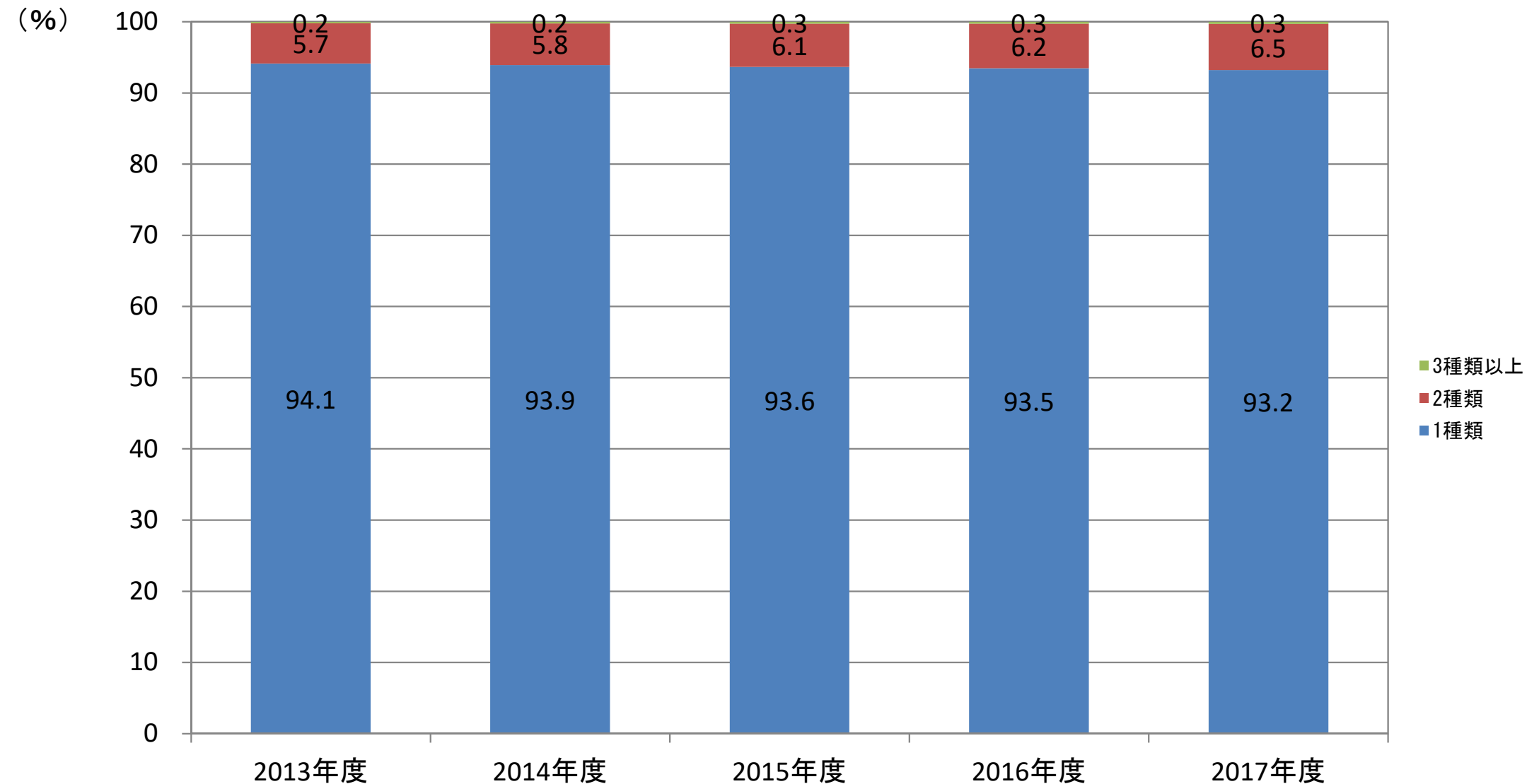


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

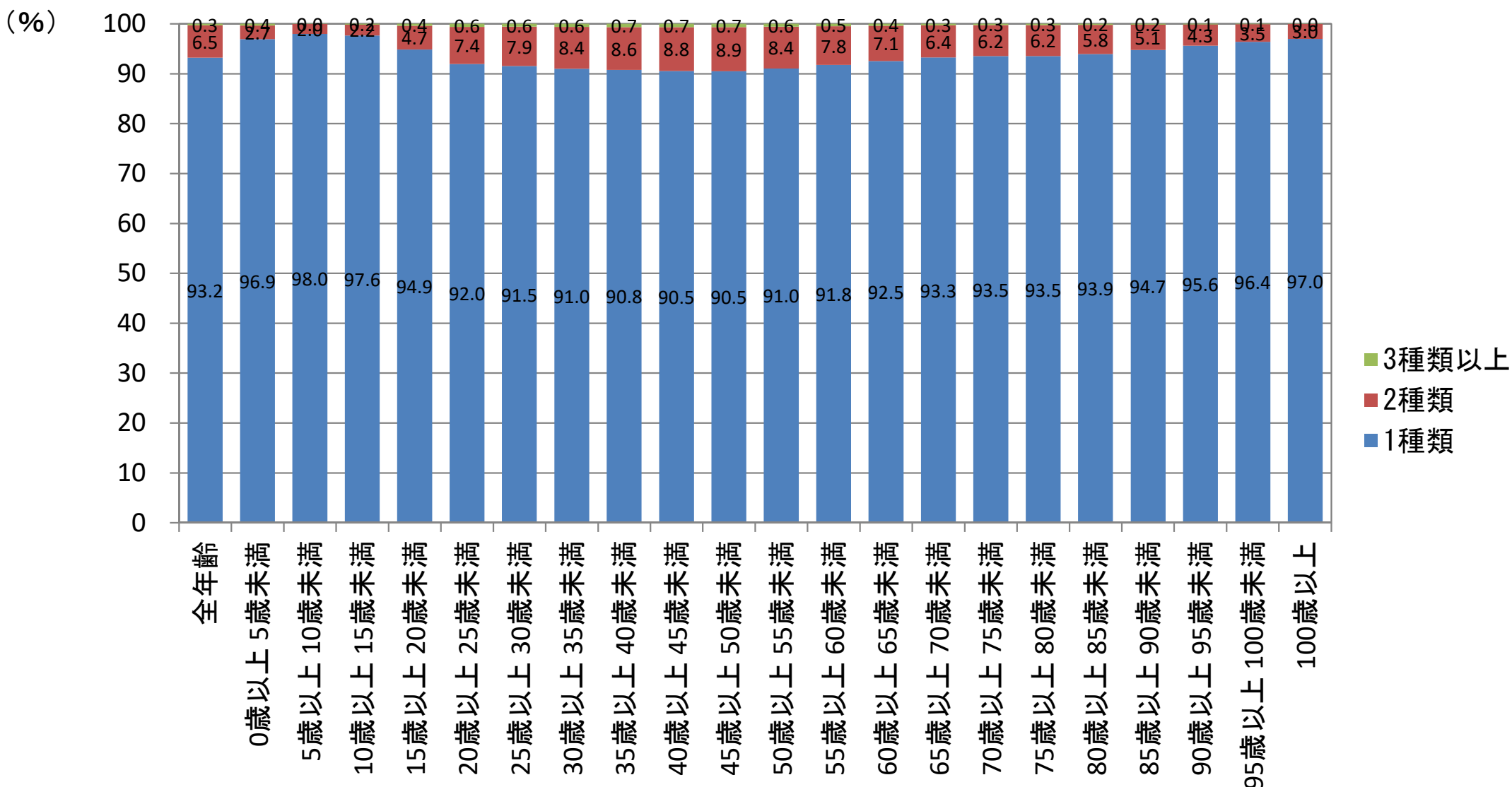
調剤（処方箋受付）毎の 脂質異常症治療薬薬剤種類数の分布の推移



注1) 脂質異常症治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 脂質異常症治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の 脂質異常症治療薬薬剤種類数の分布（2017年度）

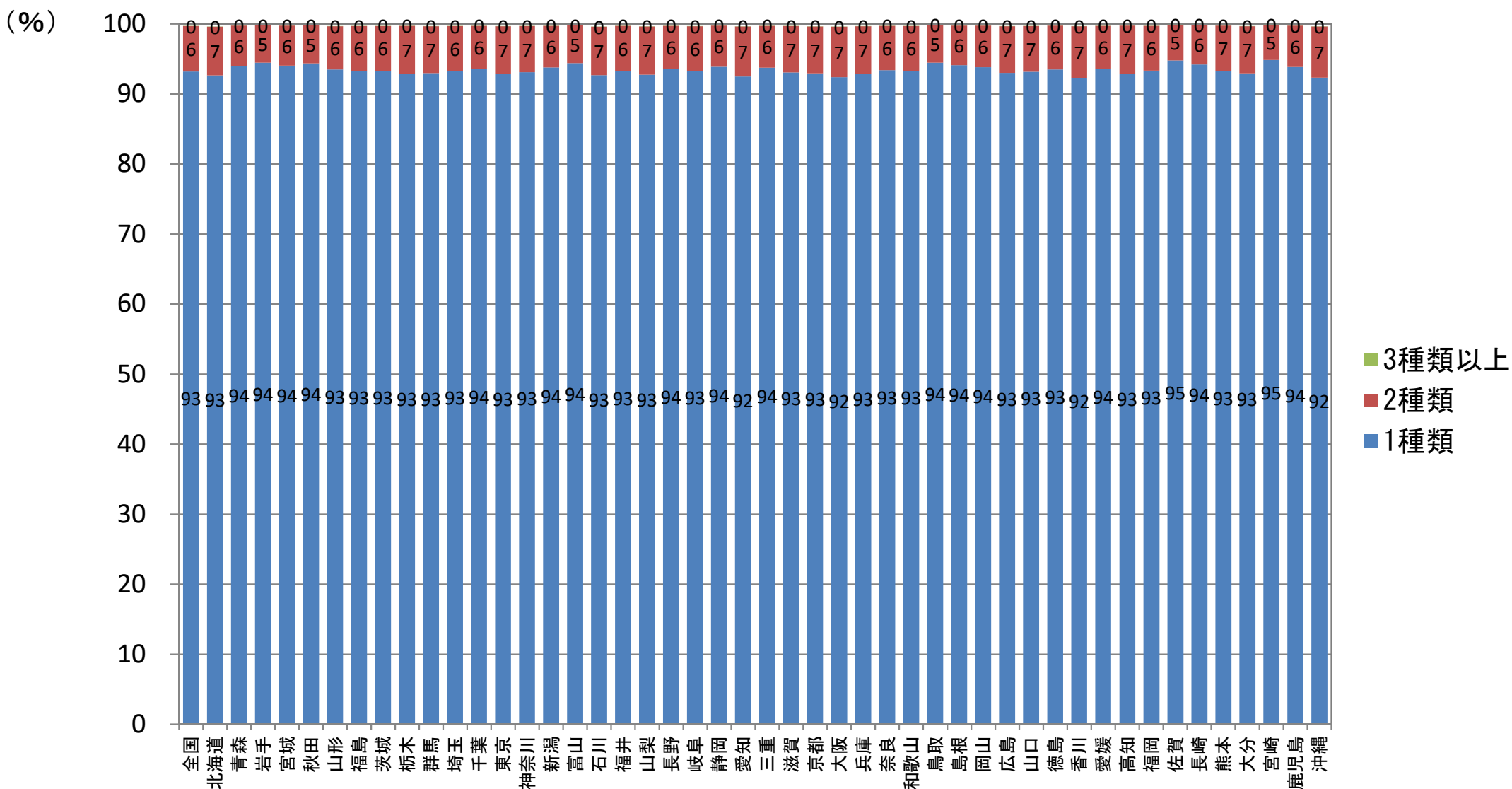


注1) 脂質異常症治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 脂質異常症治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の 脂質異常症治療薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 脂質異常症治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 脂質異常症治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_01-2.xls

【詳細データの内容】

- 詳細表Ⅰ 脂質異常症治療薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅱ 脂質異常症治療薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅲ 脂質異常症治療薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)
- 詳細表Ⅳ 脂質異常症治療薬種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)
- 詳細表Ⅴ 脂質異常症治療薬種類別数量構成比(2018年3月)
- 詳細表Ⅵ 脂質異常症治療薬種類別投薬日数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅶ 脂質異常症治療薬薬剤種類数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅷ 脂質異常症治療薬年齢階級別薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅸ 脂質異常症治療薬都道府県別薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅹ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅺ 年齢調整前後処方箋1枚当たり脂質異常症治療薬薬剤料の地域差指数(2017年度)

※ 平成31年2月に、年齢調整に係る計算後の値を詳細データに追加する等の修正を行いました。